八尾市一般廃棄物処理基本計画

（ごみ編）

令和３年（2021 年）３月

八尾市

はじめに

このたび、「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を改定することとなりました。本計画は、平成 15 年（2003 年）９月に「八尾市環境総合計画」における一般廃棄物（し尿・生活排水を除く）部門について基本的施策を定めた計画として策定しました。以来、本市は、粗大ごみの有料化や、やおプラスチックごみゼロ宣言等、新たな取組を進めるとともに、ごみの減量・資源化を目指し、これまで実施してきた８種分別・指定袋制についても、みなさまの生活実態を鑑みながら見直しを行うなど、循環型社会の実現に向けた様々な取組を推進してまいりました。

その結果、本市のごみ量は計画当初と比較し、大幅に減少しました。これもひとえに市民・事業者のみなさまのご協力の賜物であると厚く感謝申し上げます。

さて、近年マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題や食品ロス問題をはじめとする様々な環境問題が、地球規模で進行し、わが国においては、「第五次環境基本計画」、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、対策が進められています。

こうした背景のもと、前計画が令和２年度（2020 年度）に最終年度を迎えるにあたり、ごみの減量目標等の達成状況や年々変化するごみの現状を考慮した排出量・処理量の将来予測等を踏まえ、「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を改定いたしました。本計画では、これまでの取組の継承と美しい『やお』のまちを未来へつなげていくために、市民・事業者・行政の役割を明確にし、具体的な取組や施策をお示ししています。

今後、本計画のもと、未来の子どもたちに誇れる『成長都市　八尾』となるよう、本計画の基本理念「未来へつなぐ　循環型都市『やお』～ごみ減量へプラスワン・アクション～」を掲げ、取組を進めてまいります。本市に関わるすべてのみなさまにおかれましては、ごみ減量のためのプラスワン・アクションの実践にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、ご尽力を賜りました八尾市廃棄物減量等推進審議会の委員のみなさまをはじめ、関係各位に対し、心から御礼申し上げます。

令和３年（2021 年）３月

八尾市長

大松 桂右

目　次

第１章．計画の基本的な事項 1

第1節．計画改定の趣旨と位置付け 1
１．計画改定の趣旨 1
２．計画の位置付け 3
３．計画期間 4
４．計画の対象廃棄物の範囲 4
５．想定人口 4
第2節．市民・事業者・行政の役割 5
１．市民・事業者・行政の役割 5
第3節．計画の進行管理 6
１．計画の進行管理 6
２．計画の実施 6

第２章．現状と課題 7

第1節．八尾市の概況 7
１．位置・地形 7
２．気候・気象 7
３．人口・行政区 7
４．土地利用構造 7
５．交通網 8
６．産業構造 8
第2節．ごみ処理の現状 9
１．ごみの収集体制 9
２．ごみ処理の流れ 11
３．ごみ処理施設 12
４．処理実績 13
５．ごみの組成 15
６．処理経費 17
７．他自治体との比較 18
第3節．前計画の達成状況と今後の方向性 19
１．前計画の達成状況 19
２．今後の方向性 20

第３章．計画の基本理念と目標 22

第1節．基本理念と基本方針 22

１．基本理念 22
２．基本方針 22
第2節．目標 24
１．目標 24
第４章．目標達成に向けた施策 26
第1節．基本方針Ⅰ　パートナーシップの構築 26
１．市民・事業者・行政の相互理解と協力体制の整備 26
２．ごみ・環境問題に関する情報発信の充実 26
３．自治体間の連携・協力による施策の推進 27
４．全庁的な取組の推進 27
第2節．基本方針Ⅱ　持続的に発展可能なシステムへの転換 29
１．ごみの少ない、ものを大切にするライフスタイルの普及 29
２．プラスチックごみ削減の推進 29
３．再生紙等の再生品の利用拡大 30
第3節．基本方針Ⅲ　事業系ごみの減量・資源化施策の推進 31
１．排出者責任の定着 31
２．排出事業者に対する減量指導の強化 31
３．搬入物検査の強化と検査結果に基づく減量・適正処理指導の実施 32
４．食品廃棄物の資源化の促進 32
５．資源化可能物の資源化の促進 32
第4節．基本方針Ⅳ　家庭系ごみの減量・資源化施策の推進 33
１．環境教育・環境学習の推進 33
２．生ごみの減量・資源化の推進 33
３．食品ロス削減の推進 34
４．資源を有効活用する事業活動、店頭等における資源回収の促進 34
５．集団回収等の自主的なリサイクル活動の推進 35
第5節．基本方針Ⅴ　安全・安心、安定的なごみ処理の推進 36
１．資源化の推進と適正処理、効率的かつ効果的な分別収集体制等の整備 36
２．既存中間処理施設・最終処分場の維持管理の徹底と延命化 36
３．将来におけるごみ処理施設の方向性についての調査研究及び安定的な確保 37
４．不法投棄等の防止 37
５．災害廃棄物処理対策の充実 38
資料１．八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（諮問） 41
資料２．八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（答申） 42
資料３．審議経過 44

資料４．八尾市廃棄物減量等推進審議会　委員名簿 45

資料５．八尾市家庭ごみに関するアンケート調査報告書 46

第1節. 調査の概要 46
1. 調査の目的 46
2. 調査方法 46
3. 回収状況 46
4. 報告書の留意点・見方 46
第2節. 調査結果 47
1. 回答者の属性 47
2. ごみ問題について 49
3. 八尾市のごみ行政について 55
4. 身のまわりのごみの問題について 60
5. プラスチックごみ問題への対策、レジ袋有料化について 62
6. 食品ロスへの対策について 64

資料６．八尾市廃棄物減量等推進審議会規則 66

資料７．用語説明 69

第１章．計画の基本的な事項

第1節. 計画改定の趣旨と位置付け

1. 計画改定の趣旨

八尾市（以下「本市」という。）では、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動による廃棄物の大量発生や環境負荷の増大等に伴って生じた環境問題への反省から、環境負荷の削減に向けた循環型社会を構築していくため、様々な施策を実施してきました。

本市では、平成 15 年（2003 年）９月に「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定し、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度の導入、八尾市立リサイクルセンターの整備、家庭系ごみの８種分別・指定袋制の全市域実施等、循環型社会の構築に向けた取組を推進してきました。

「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」は、平成 24 年（2012 年）３月に改定（以下平成 24 年改定の計画を「前計画」という。）を行い、「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』～ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまちを目指して～」を基本理念とし、「パートナーシップの構築」、「持続的に発展可能なシステムへの転換」、「循環型システムの構築」、「事業系ごみの減量・資源化施策の推進」、「家庭系ごみの減量・資源化施策の推進」、「安全・安心、安定的なごみ処理の推進」の６つの基本方針を定め、新たな取組として、平成 25 年（2013 年）10 月からは粗大ごみの有料化、平成 28 年（2016 年）10 月からは、新しい指定袋制度の実施等、家庭及び事業所から日常的に排出される、ごみの資源化と適正処理に努めてきました。

昨今、世界的な穀物価格高騰や約７億人の飢餓人口の中で、「食品ロス」が多量に発生している状況や、国において平成 30 年（2018 年）４月に策定された「第五次環境基本計画」の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方も取り入れ、「経済」、「国土」等分野横断的な６つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが提唱されています。

それらを踏まえ、平成 30 年（2018 年）６月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成に向けた、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」の７つの中長期的な方向性が示されています。

あわせて、世界的に大きな問題となっている海洋プラスチック汚染について、今後の日本のビジョンを示すために、令和元年（2019 年）５月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、レジ袋有料化の義務化を含む、プラスチックの資源循環を総合的に推進する４つの戦略が定められています。

このような国の状況に加え、前計画の最終目標年度が令和２年度（2020 年度）であることから、設

定した減量目標等の達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみの現状を踏まえた排出量・処理量の将来予測等、循環型社会の実現に向けて一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の改定を行いました。

SDGs とは・・・

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択され、誰一人取り残さないとの誓いの下、貧困や格差をなくし、気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、令和 12 年（2030 年）を期限とする 17 のゴール（意欲目標）、169 のターゲット（達成目標）と 232 のインディケーター（指標）の３層構造で構成されています。

先進国・途上国を問わず、すべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。八尾市においても、市民・事業者・行政を含め、SDGs の達成に向けて取り組むことが望まれます。

廃棄物分野は SDGs に大きく関わっていますが、特に深く関連する内容としては、以下の項目が挙げられます。

- 廃棄物エネルギーの利活用促進
- 廃棄物の適正処理と排出者の意識の向上
- 拡大生産者責任制度（ＥＰＲ）の確立
- 食品ロス対策を含めた資源ロスの削減
- 廃棄物循環利用のさらなる促進
- 災害廃棄物対策

2. 計画の位置付け

「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下「本計画」という。）は、本市のまちづくりを進める上で指針となる「八尾市第６次総合計画」と環境部門の総合計画である「八尾市環境総合計画」のし尿・生活排水を除いた一般廃棄物部門について基本的施策を定めた計画です。また、法令や国、大阪府及び大阪広域環境施設組合の諸計画との整合性を図りながら、本市の廃棄物行政の今後の方向性を定めたものです。

なお、本計画は、長期的な視野に立った一般廃棄物（ごみ）処理の基本的事項を定め、総合的かつ計画的にごみ処理を推進するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定に基づき、策定するものです。

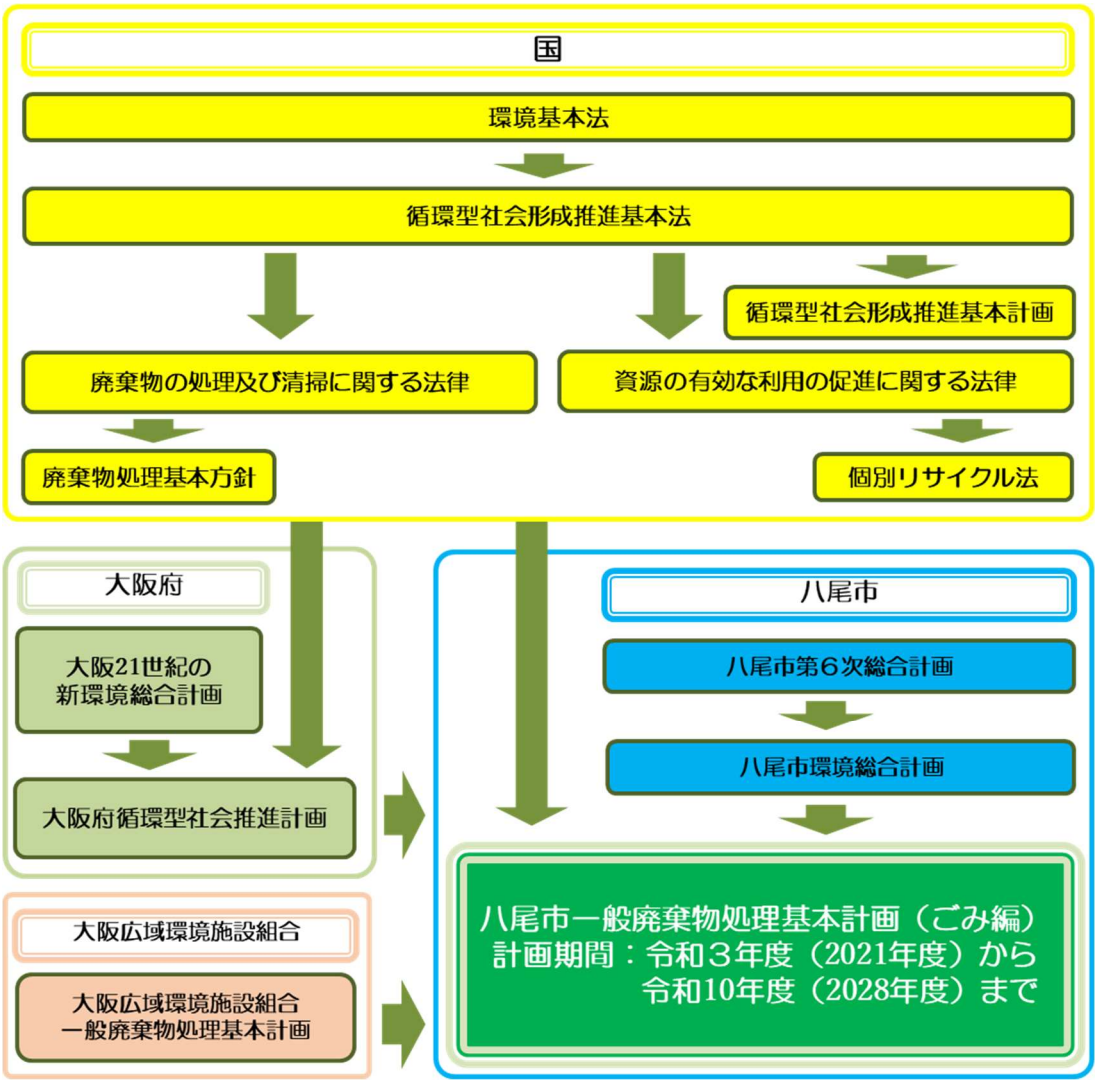

図１－１　計画の位置付け

3. 計画期間

本計画は、令和３年度（2021 年度）を初年度とし、８年後の令和 10 年度（2028 年度）を最終目標年度としています。令和６年度（2024年度）を本計画の中間目標とし、法改正や社会情勢の変化等、必要に応じて、計画の見直しを行います。

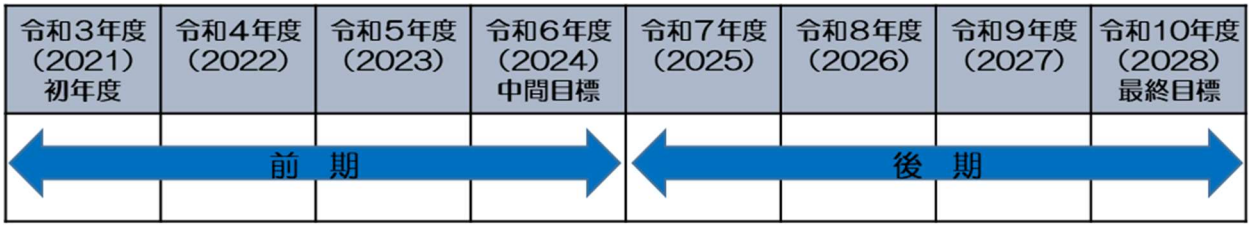

図１－２　計画の目標年度

4. 計画の対象廃棄物の範囲

本計画で対象とする廃棄物の範囲は一般廃棄物（ごみ）とします。

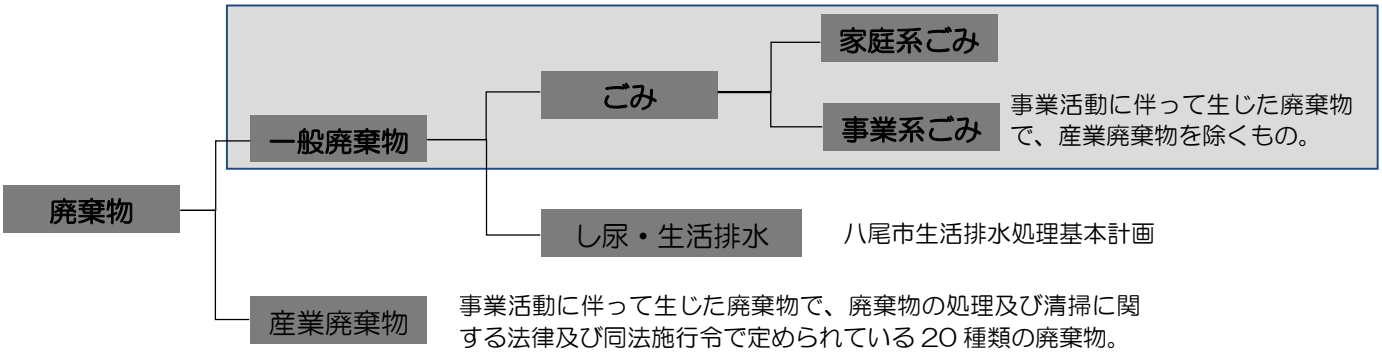

図１－３　廃棄物の区分

5. 想定人口

「八尾市第６次総合計画」では、令和 10 年度（2028 年度）の人口を 254,000 人と令和元年度（2019 年度）と比較して約 12,000 人減少すると想定していることから、本計画においても、以下のとおり推移していくこととします。

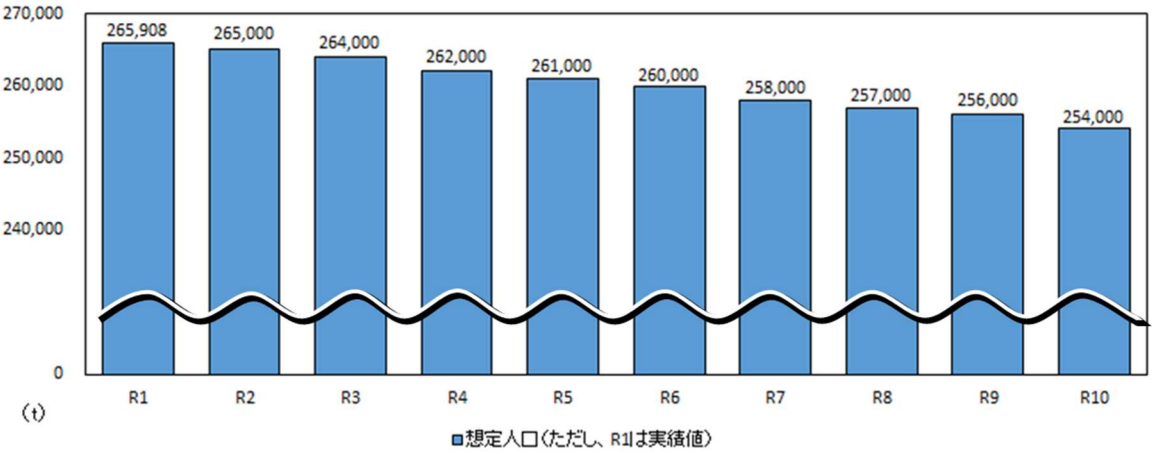

図１－４　想定人口

第2節. 市民・事業者・行政の役割

1. 市民・事業者・行政の役割

本計画の各施策は、八尾市第６次総合計画における「共創と共生の地域づくり」を推進する考え方をもとにして、市民・事業者・行政が、三位一体となり、協働して取組を推進していくとともに、それぞれの役割を認識し行動に移すことで、本市のごみの減量・資源化につなげ循環型社会の実現を目指します。

(1)市民の役割

- 市民一人ひとりが排出者として自覚と責任を持ち、ごみをできるだけ出さない生活様式の確立を目指す必要があります。
- ごみの分別や集団回収への参加等、積極的にごみの減量・資源化に取り組むことが望まれます。
- 商品・サービスの購入時など、事業者とともに行うごみの減量に協力する必要があります。

(2)事業者の役割

- 事業者は、事業活動に伴って生じたごみを自らの責任において適正に処理を行うとともに、ごみの減量・資源化に努め、環境への負荷が少ない事業活動を行っていくことが望まれます。
- 各従業員は、ごみに対する理解を深め、職場における適正処理を実践していくことが望まれます。
- 商品やサービスを通じて出てくるごみについて、利用者とともに削減をめざして工夫をすることが望まれます。

(3)行政の役割

- 市は、市民・事業者が、積極的にごみの減量・資源化に取り組めるよう、効率的かつ効果的な仕組を構築します。
- 環境への負荷を減らし、安全・安心、安定的なごみ処理体制を確保します。
- 排出者として、事業者としての側面もあることから、職員一人ひとりが意識し、率先してごみの減量・資源化に取り組みます。

第3節. 計画の進行管理

1. 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各施策が適切に実施されているかチェックを行う等の進行管理を行うとともに、事業効果等を的確に評価できる体制づくりを進めます。

本計画の進行管理については、計画の策定（ＰＬＡＮ）、実施（ＤＯ）、評価（ＣＨＥＣＫ）、見直し（ＡＣＴＩＯＮ）のＰＤＣＡサイクルを適切かつ効果的に運用し、計画の継続的な評価・見直しと新たな要素を考慮しながら実施します。

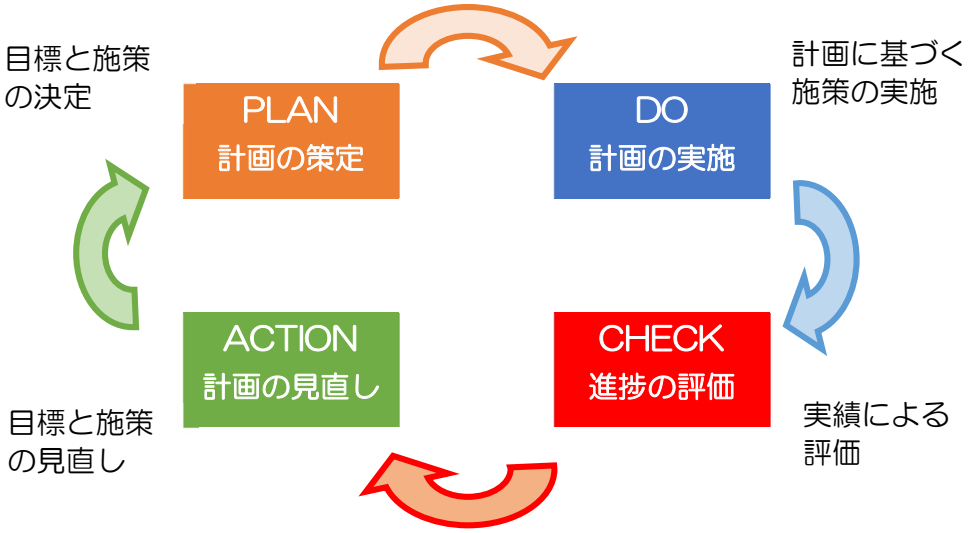

図１－５　進行管理の流れ

(1)進行管理体制

本計画の施策の推進状況を管理し、施策の推進にあたります。

(2)進行状況の評価及び公表

本計画の具体的な施策の実施状況や数値目標の達成状況等を定期的に評価し、課題をまとめ、評価結果を公表します。

(3)次期計画への反映

評価した内容や課題については、次期計画へ反映し、改善します。

2. 計画の実施

市民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割を明確にし、福祉等の他の分野と統合的な取組を、計画的かつ継続的に推進します。

第２章．現状と課題

第1節. 八尾市の概況

1. 位置・地形

本市は府の東部にあって、東は生駒山系の稜線で奈良県に、西は大阪市に、北は東大阪市に、南は柏原市、藤井寺市、松原市に接し、南部は大和川に至ります。面積は 41.72ｋ㎡です。

本市の地形は、東部の生駒山地と西部の河内平野に大別されます。河川は、市域南部に大和川が西に流れており、その分流の玉串川、楠根川、長瀬川、平野川等は北西に流れています。市域東部の水を集め北に流れる恩智川は寝屋川水系を構成しています。

平野部は、旧大和川が形成した氾濫平野と自然堤防からなり、玉串川、楠根川、長瀬川、平野川等は大和川が 1704 年に現在の位置に付け替えがされるまでの旧河道です。平野部の標高は５～10m、その大半が市街化されています。また、古代･中世においては大和と難波を結ぶ中継地として街道が発達し、久宝寺寺内町、萱振寺内町、八尾寺内町等古い街並みが形成されています。

生駒山地は、高安山（標高 488m）を最高に標高 400～450mの稜線が南北に連なっており、河内平野に面して斜度 40 度以上の急斜面が発達しています。山麓部は段丘及び複合扇状地地形となっており、緩斜面で、土石流地形や地すべり地形が見られます。

2. 気候・気象

気候は瀬戸内型気候に属し、概して温暖で年平均気温 16.8℃、年間降水量 1,232mm、年平均風速 2.7m/ｓ（大阪管区気象台八尾観測所・年ごとの値／平成 25 年（2013 年）～平成 29 年（2017 年）の平均値より）となっています。

3. 人口・行政区

本市の人口は、令和２年（2020 年）３月末日現在、人口 265,908 人、世帯数 125,624 世帯です。人口推移を見ると、市制施行時の昭和 23 年（1948 年）には 64,431 人でしたが、昭和 30 年代の高度経済成長期の人口・産業の都市集中により昭和 44 年（1969 年）には 207,361 人と 20 万人を超え、昭和 45 年（1970 年）以降も人口の増加傾向は続きましたが、平成３年（1991 年）をピークに微減に転じています。

4. 土地利用構造

本市は、広域交通の大動脈となる大阪中央環状線沿いの西部地域と、中央部の地域及び東側の生駒山地及び山麓一帯の東部地域に区分されます。

西部地域は、交通の利便性を生かした都市活力ゾーンであり、工業地、住宅地等が広がります。中央部の地域は、近鉄八尾駅周辺の中心市街地や近鉄河内山本駅周辺、ＪＲ八尾駅周辺等の都市核と住宅、

商業、工業地域で構成されます。東部地域は、農業と住宅が調和する田園住宅地域であるとともに、山地や自然の広がるゾーンです。南部地域においては、ヘリコプター等の小型機専用空港となる八尾空港や陸上自衛隊八尾駐屯地があります。

5. 交通網

幹線道路は、南北軸として西側に大阪中央環状線・近畿自動車道が、東側に大阪外環状線が通っており、東西軸は南側に国道 25 号が通っています。これらの道路を軸として道路網が形成されていますが、主要な道路網となる都市計画道路については未整備の区間が多く、住宅密集地における狭小な生活道路等、道路整備の課題があります。

鉄道は、近鉄大阪線、信貴線、ＪＲ関西本線（大和路線）、おおさか東線、大阪メトロ谷町線が通っています。

6. 産業構造

本市では、事業所数の 70%近くを小売業・サービス業等の第３次産業が占めています。また、第２次産業の占める割合も 30%以上と高く特に製造業が占める割合が 25.8%となっており、主要な産業となっています。

第2節. ごみ処理の現状

1. ごみの収集体制

(1)家庭系ごみの収集概要

本市のごみ収集体制については、直営収集を実施しています。なお、本市では、指定袋制度を採用し、自治振興委員会の協力を得ながら、各世帯に無料配付を行っています。

家庭用指定袋、家庭系ごみの分別区分、収集頻度等は以下に示します。

可燃（燃やす）ごみ

乳白色　黄緑柄

35L

容器包装プラスチック

ペットボトル

半透明　桃色柄

45L

資源物　複雑ごみ

埋立ごみ

透明　水色柄

35L

図２－１　家庭用指定袋

分別区分	ごみの種類	指定袋の種類	収集頻度
可燃（燃やす）ごみ	生ごみ、草・小枝、紙おむつ（付着した汚物はトイレに流してください）、ＣＤ、革製品、プラマークのないプラスチック製品等の燃えるごみ	指定袋 （黄緑色） ●	２回／週
簡易ガスボンベ・スプレー缶	簡易ガスボンベ、カセットボンベ、スプレー缶	中が見える（分かる）袋	２回／週
容器包装プラスチック	レジ袋、ビニール袋、ラップ・フィルム類、卵パック等のプラスチック製容器類、お菓子等の袋類、食料品のトレイ・パック、カップ麺等の容器類、発泡スチロール類	指定袋 （桃色） ♥	１回／週
ペットボトル	ペットボトル	指定袋 （桃色） ◆	１回／月
資源物	食物、飲料、化粧品が入っていたびん、缶	指定袋 （水色） ★	２回／月
複雑ごみ	金属類、金属がついているもの等	指定袋 （水色） ■	１回／月
埋立ごみ	陶磁器やガラス食器、板ガラス等	指定袋 （水色） ▲	第５水曜日
粗大ごみ	指定袋に入らない大きさのごみ	―	電話予約制

表２－１　家庭系ごみの分別区分・排出方法・収集頻度

(2)事業系ごみの収集概要

事業所から排出されるごみ（事業系一般廃棄物）については、事業用指定袋による直営収集と処理施設への自己搬入にて対応してきましたが、平成 18 年（2006 年）６月から事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度を開始し、市の許可を受けている 28 社（令和２年（2020 年）９月末現在）の事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が収集業務を実施しています。

2. ごみ処理の流れ

本市では、家庭から排出されるごみは、以下の図のとおり、処理されています。

可燃（燃やす）ごみについては、大阪広域環境施設組合八尾工場へ搬入し、焼却処理しております。処理後に残る焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に搬出され、埋立処分をしています。

粗大ごみ、複雑ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶、資源物、容器包装プラスチック、ペットボトルについては、八尾市立リサイクルセンターへ搬入し、選別・破砕・圧縮等の中間処理を行い、再生資源業者へ引き渡し、鉄やアルミ、ガラス等に再資源化しています。

埋立ごみについては、八尾市一般廃棄物最終処分場にて埋立処分をしています。

また、事業所から排出されるごみ（事業系一般廃棄物）については、許可業者により、大阪広域環境施設組合八尾工場へ搬入し、焼却処理しています。

図２－２　八尾市のごみ処理の流れ

3. ごみ処理施設

(1)焼却施設

名　　称	大阪広域環境施設組合八尾工場
所　在　地	八尾市上尾町七丁目１番地
敷地面積	40,100m^2
竣　　工	平成７年（1995 年）３月
総　工　費	約 290 億円
焼却能力	基準能力　600ｔ／24 時間

※大阪広域環境施設組合は、大阪市、八尾市、松原市、守口市の４市から排出される一般廃棄物の焼却処理・処分を共同で行うため、地方自治法第 284 条に基づき設置された一部事務組合です。
※焼却残渣（焼却処理した際に発生した灰等）は大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）にて埋立処分されます。

(2)中間処理施設

名　　称	八尾市立リサイクルセンター
所　在　地	八尾市曙町二丁目 11 番地
敷地面積	7,676m^2
竣　　工	平成 21 年（2009 年）３月
総　工　費	総工費 30 億 5,431 万円
施　　設	○工場棟 処理能力：粗大ごみ破砕施設　32ｔ／日　資源ごみ選別施設　14ｔ／日 容器包装プラスチック圧縮梱包施設　10ｔ／日 ペットボトル圧縮梱包施設　２ｔ／日
	○学習プラザ「めぐる」 「めぐる」においては、フリーマーケット、リサイクル教室等の環境学習、おもちゃ病院等様々な事業を実施しています。

(3)最終処分場

名　　称	八尾市一般廃棄物最終処分場
所　在　地	八尾市上尾町九丁目 36 番地
敷地面積	19,733m^2
全体容量	70,000m^3
残余容量	37,570m^3　　令和元年度（2019 年度）埋立量　749m^3（覆土を含む）
竣　　工	平成８年（1996 年）３月
総　工　費	14 億 8,119 万６千円

表２－２　八尾市のごみ処理施設

4. 処理実績

(1)ごみの総処理量

令和元年度（2019 年度）は、73,738ｔとなっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、10.4%減少しています。１人１日あたりの処理量は、72.5ｇ減少しています。

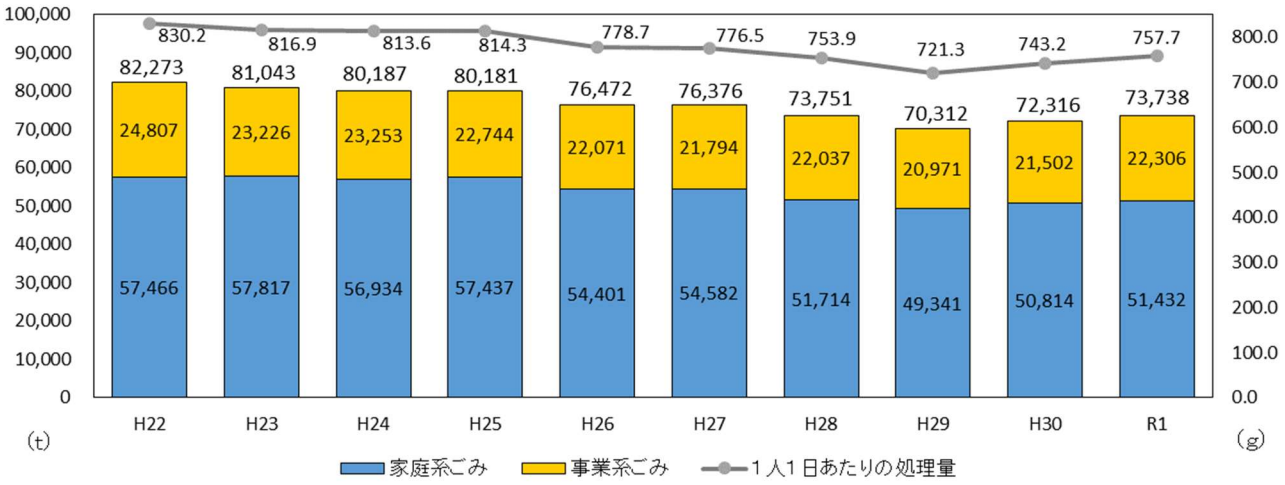

図２－３　ごみの総処理量

(2)家庭系ごみの処理量

令和元年度（2019 年度）は、51,432ｔとなっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、10.5%減少しています。１人１日あたりの処理量は、51.4ｇ減少しています。

この減少は、平成 25 年（2013 年）10 月からの粗大ごみの有料化、平成 28 年（2016 年）10 月からの、新しい指定袋制度の実施によるものと考えられます。

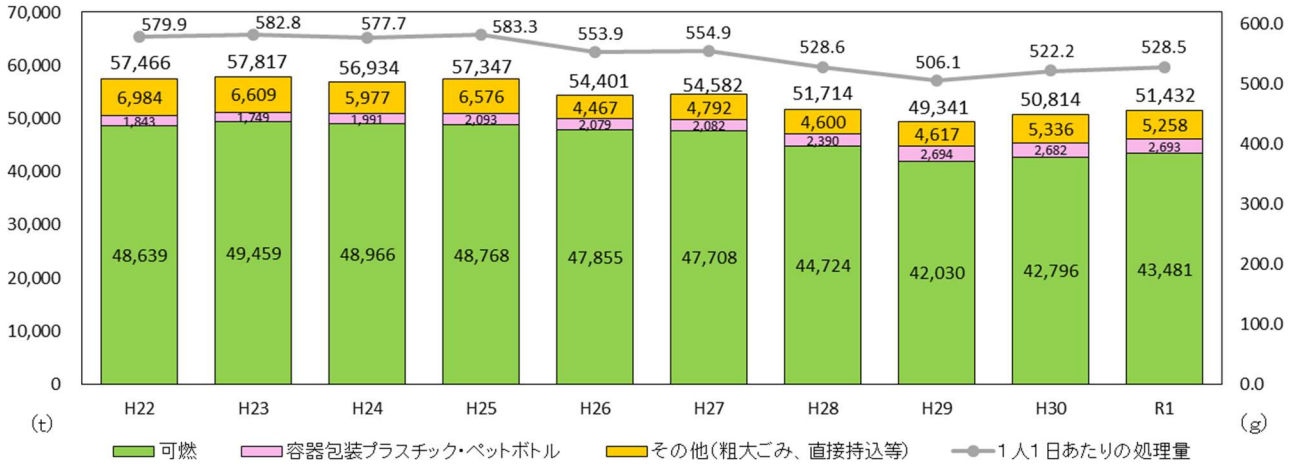

図２－４　家庭系ごみの処理量

(3)事業系ごみの処理量

令和元年度（2019 年度）は、22,306ｔとなっており、平成 22 年度（2010 年度）年度と比較して、10.1%減少しています。１人１日あたりの処理量は、21.1ｇ減少しています。

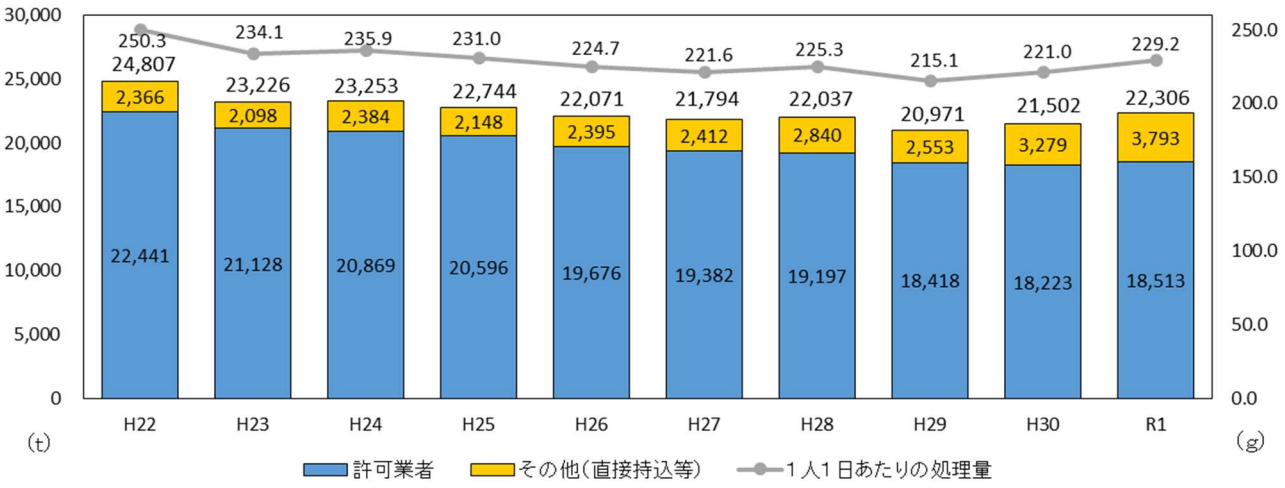

図２－５　事業系ごみの処理量

(4)焼却処理量

令和元年度（2019 年度）は、69,025ｔとなっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、10.1%減少しています。

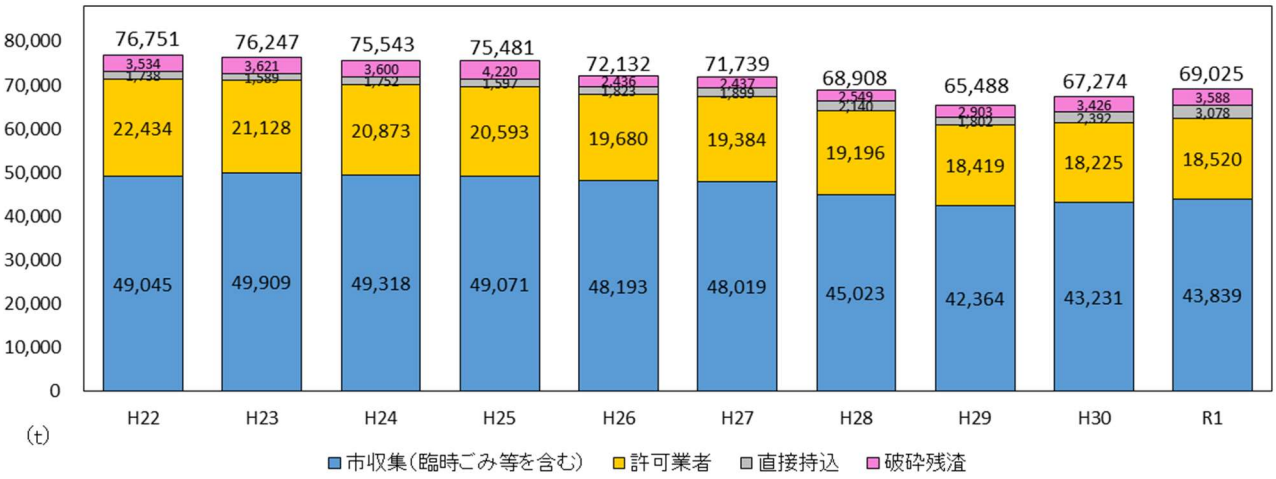

図２－６　焼却処理量

(5)リサイクル量

令和元年度（2019 年度）は、11,135ｔとなっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、27.1%減少しています。集団回収における古紙回収量の減少が主な要因と考えられます。

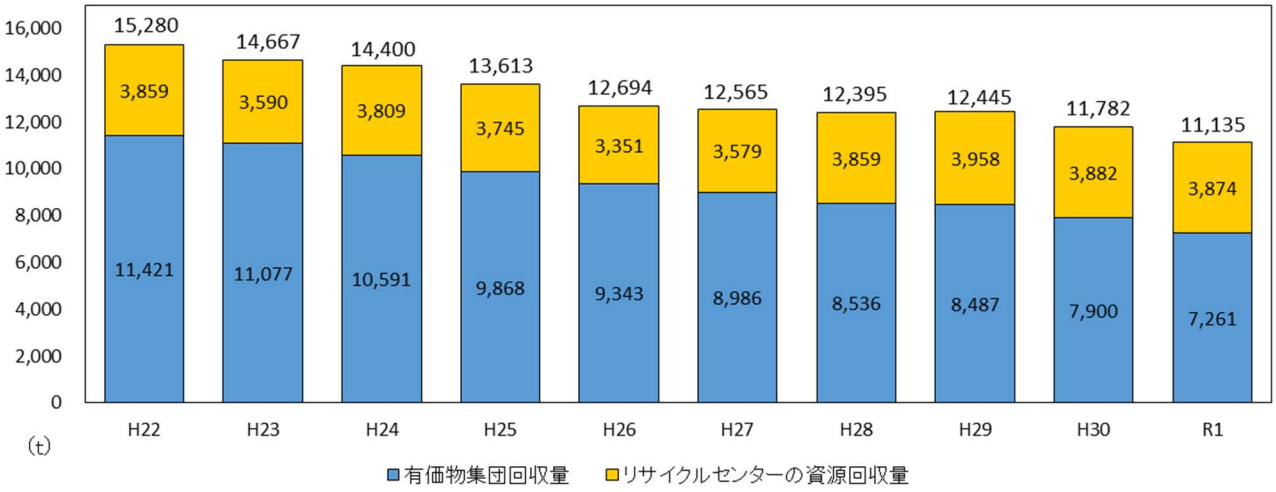

図２－7　リサイクル量

5. ごみの組成

平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までの過去５年間の可燃（燃やす）ごみの組成の推移は次頁のとおりです。

傾向としては、紙類と厨芥類が各々35%前後、あわせて 70%程度を占めており、そのうち、紙類、食品ロス等リサイクルが可能なものがそれぞれの 20%程度を占めています。令和元年度（2019 年度）の組成割合をみると、全体の約半数は、リサイクル可能物、食品ロスで占めています。

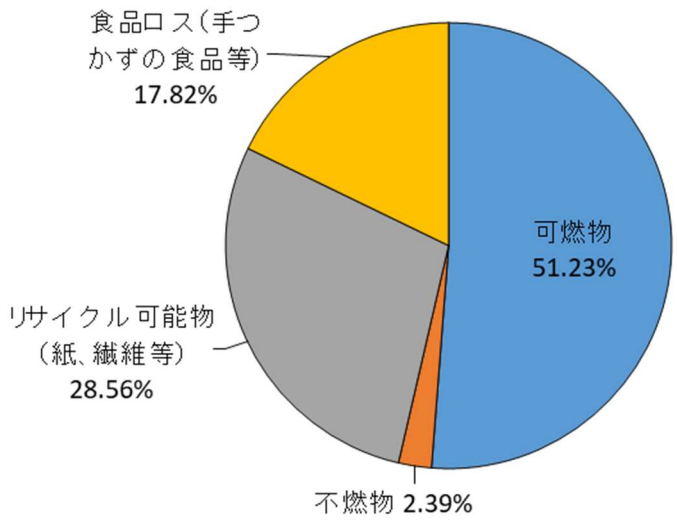

図２－8　可燃（燃やす）ごみの組成

組成割合（湿重量比）(%)

		平成27年度（%）	平成28年度（%）	平成29年度（%）	平成30年度（%）	令和元年度（%）
可燃類	紙類	27.05	35.37	32.35	35.34	31.69
	（そのうち、リサイクル可能物）	14.55	17.93	16.02	19.38	15.34
	繊維類	9.57	4.62	5.48	8.01	9.26
	（そのうち、リサイクル可能物）	6.76	1.21	1.83	3.20	4.95
	木・竹・わら類	4.03	2.31	2.46	2.32	2.11
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	16.15	13.92	13.89	13.86	14.27
	（そのうち、リサイクル可能物）	7.88	8.32	10.00	8.66	7.98
	厨芥類	32.08	39.28	38.80	35.32	37.69
	（そのうち、食品ロス）			18.24	17.17	17.82
	その他可燃物	1.19	1.12	2.40	0.80	2.30
不燃類	鉄	0.32	0.14	0.26	0.18	0.14
	（そのうち、リサイクル可能物）	0.27	0.14	0.26	0.16	0.14
	アルミ	0.24	0.12	0.21	0.09	0.10
	（そのうち、リサイクル可能物）	0.18	0.02	0.08	0.00	0.00
	その他不燃物	7.34	0.45	1.74	2.69	1.12
	アルミを除く金属類	0.36	0.95	1.89	1.06	1.04
	貝類	1.27	1.38	0.00	0.00	0.00
	陶器・石類	0.08	0.10	0.00	0.00	0.07
	乾電池	0.03	0.02	0.04	0.06	0.06
	ガラス	0.29	0.22	0.48	0.27	0.15
	（そのうち、リサイクル可能物）	0.24	0.21	0.26	0.22	0.15
合　計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
可燃（燃やす）ごみ年間収集量（ｔ）		47,708	44,724	42,030	42,796	43,481

表２－３　過去５年の可燃（燃やす）ごみの組成分析調査結果

●品目ごとの推計量

品目	組成割合	**推計量**	本来の排出方法、取組
リサイクル可能な紙類	15.34%	**6,670ｔ**	集団回収
リサイクル可能なビニール等	7.98%	**3,470ｔ**	容器包装プラスチック、ペットボトル
食品ロス	17.82%	**7,748ｔ**	食品ロスを発生させない取組

※　推計量は、令和元年度（2019 年度）可燃（燃やす）ごみ収集量から算出

表２－４　品目ごとの推計量

●可燃（燃やす）ごみに含まれていたリサイクル可能物・食品ロス

リサイクル可能な紙類
（チラシ類）

リサイクル可能なビニール等
（未使用のポリ袋）

食品ロス
（手つかずの食品）

6. 処理経費

ごみ処理に係る経費は以下のとおりです。

処理経費に関しては、焼却処理、選別・破砕・圧縮等の中間処理、埋立処分あわせて、15 億円前後で推移してきました。焼却処理については、平成 26 年度（2014 年度）まで大阪市が運営していた焼却工場で処理を行っていたため、焼却量に応じた委託料を大阪市に支払ってきましたが、平成 26 年（2014年）10 月に「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（現・大阪広域環境施設組合）」が設立され、平成 27 年（2015 年）4月から共同処理を行うことになったため、組合運営費を焼却量に応じて構成市が分担金を負担する仕組に変わりました。

また、平成 28 年（2016 年）10 月から新しい指定袋制度を実施し、ごみ量が減ったこともあり、現在は 12 億円前後で推移しています。１人あたりの年間処理費用は 4,670 円となっており、平成 22 年度の 5,580 円と比較すると、910 円減少しています。ごみの減量が進むほど、処理経費も抑えられる仕組となっています。

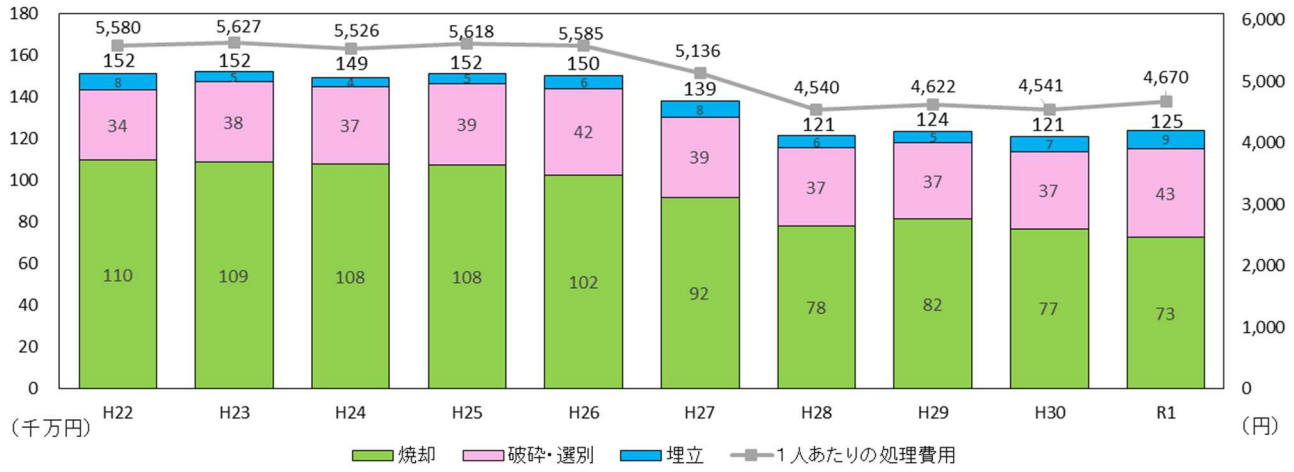

図２－９　処理経費

7. 他自治体との比較

(1)大阪府内市町村との比較

府内市町村と比較すると、家庭系ごみ（資源物及び集団回収に係るものを除く）の１人１日あたりのごみ排出量が 466ｇで、15 位（43 市町村中）に位置していますが、府民１人１日あたりの平均値（453ｇ/人・日）を上回っています。

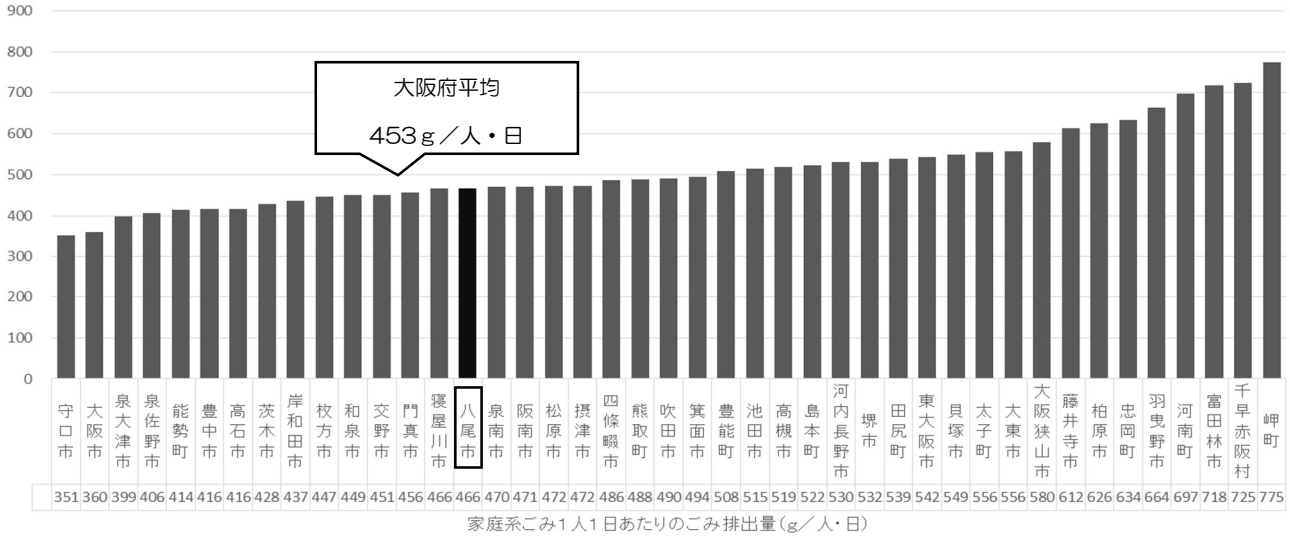

図２－10　大阪府下市町村における家庭系ごみの１人１日あたりのごみ排出量

（出典：平成 30 年度一般廃棄物処理実態調査結果より作成）

(2)中核市との比較

全国の中核市間で比較すると、家庭系ごみ（資源物及び集団回収に係るものを除く）の１人１日あたりのごみ排出量が 466ｇで、15 位（60 市中）に位置しており、平均値（512ｇ/人・日）を大きく下回っています。

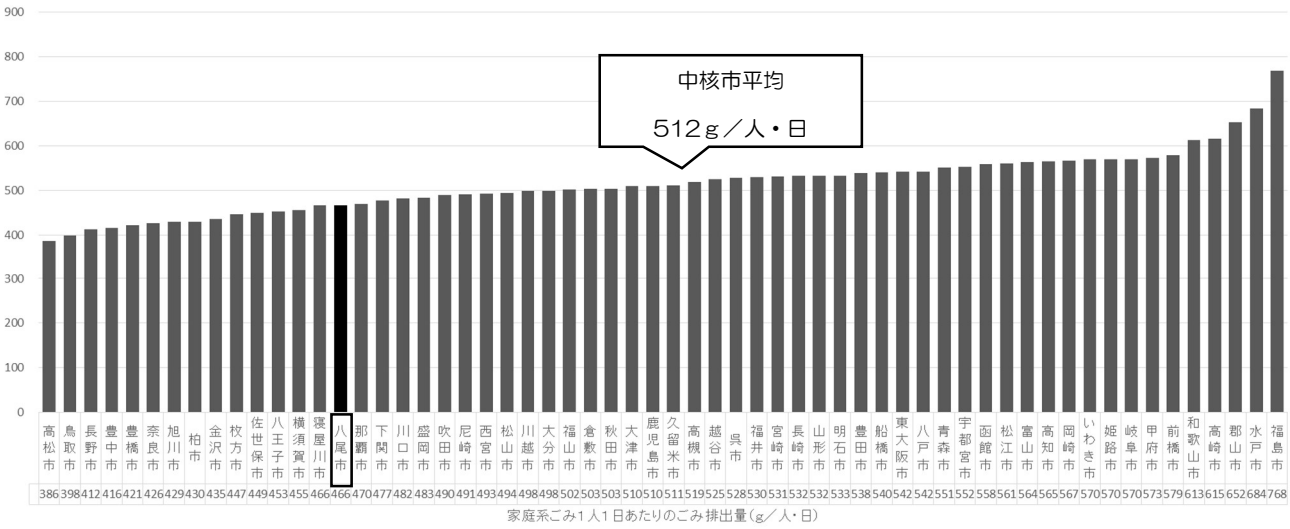

図２－11　中核市における家庭系ごみの１人１日あたりのごみ排出量

（出典：平成 30 年度一般廃棄物処理実態調査結果より作成）

第3節. 前計画の達成状況と今後の方向性

1. 前計画の達成状況

前計画の目標値と直近の実績の比較結果を以下の表に示しています。平成 24 年（2012 年）3月の改定当時は、焼却工場の管理運営経費や施設整備費といった負担が将来的に必要になってくることが想定されていたため、平成 24 年（2012 年）8 月、八尾市廃棄物減量等推進審議会に家庭ごみの有料制の導入について諮問し検討を行ってきましたが、平成 25 年（2013 年）4月に「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（現・大阪広域環境施設組合）」の設立に向けた準備が進められました。本市のごみの焼却処理にかかる状況が計画開始当初の状況と大きく変化したことを踏まえ、家庭ごみの有料制の導入を見送り、従来の指定袋制度の検証、見直しを実施し、ごみの減量に取り組むことになりました。（粗大ごみについては平成 25 年 10 月から有料化）

総処理量等、計画開始前と比較すると全体的に減少傾向にありますが、目標は未達成です。

評価項目	単位	前計画（H24.3 改定）目標値		実績		
		平成 27 年度	平成 32 年度（令和２年度）	平成 23 年度（開始前）	平成 27 年度（中間）	令和元年度（直近）
人口	人	267,000	258,000	271,066	268,755	265,908
総処理量	t／年	69,399	64,084	81,043	76,376	73,738
家庭系ごみ	t／年	47,460	44,741	57,817	54,582	51,432
事業系ごみ	t／年	21,939	19,343	23,225	21,794	22,306
１人１日あたりの処理量	g／人・日	710.2	680.5	816.9	776.5	757.7
家庭系ごみ	g／人・日	485.7	475.1	582.8	554.9	528.5
事業系ごみ	g／人・日	224.5	205.4	234.1	221.6	229.2
焼却処理量	t／年	62,626	57,934	76,247	71,739	69,025
資源化量	t／年	23,155	24,305	14,667	12,565	11,135
集団回収量	t／年	15,723	15,642	11,077	8,986	7,261
リサイクルセンターの資源回収量	t／年	5,141	5,114	3,590	3,579	3,874
事業系ごみ	t／年	1,925	3,088	―	―	―
生ごみ堆肥化	t／年	366	461	―	―	―
リサイクル率	%	26.5	29.2	15.9	14.7	13.8

表２－５　数値目標の達成状況

★八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)における算出方法★

１人１日あたりの処理量（ｇ／人／日）

＝ 総処理量（集団回収量は含まない）÷人口÷365（366）日×1,000,000

リサイクル率（％）

＝ （資源化量）÷（総処理量＋集団回収量）×100

2. 今後の方向性

食品ロスについては、本計画の他に、持続可能な開発目標（SDGｓ）や令和元年（2019 年）に策定された食品リサイクル法に基づく基本方針等において、食品ロスを令和 12 年度（2030 年度）までに平成 12 年度（2000 年度）の半減とする目標が設定されています。また、令和元年（2019 年）10 月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行し、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。本市においても、関係機関と連携を図りながら、効果的な方策を講じていく必要があります。

また、プラスチックごみ削減については、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、３Ｒ＋Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年（2019 年）５月に策定されました。戦略では、「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック」それぞれに対するマイルストーン（目標）が定められました。「リデュース」に関しては、レジ袋有料化義務化、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進等に取り組み、令和 12 年（2030 年）までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制することが盛り込まれています。本市においては、令和元年（2019 年）６月に「やおプラスチックごみゼロ宣言」を行い、マイバッグやマイボトルの活用や、河川及び市街地の清掃活動の参加等、プラスチックごみ削減を目指して各取組を推進しています。

YAO toward Zero Plastic Waste

やおプラスチックごみゼロ宣言

プラスチックは、利便性・経済性に優れていることから、社会において広く大量に普及し、私たちの日常生活は、その恩恵に大きく依存しているところです。しかし、その一方で、不用意に投棄されたプラスチックごみが、河川から海へと流れ込み、やがては細分化され、マイクロ・プラスチックとなって、海洋汚染を引き起こすとともに、魚や海鳥等が誤食するなど、生態系への深刻な悪影響が懸念されており、早急に取り組むべき地球規模の課題となっています。

このような中、本市では、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の理念に基づいた循環型社会や「きれいなまち八尾」、プラスチックごみゼロの実現に向けて、市民の皆様のご理解のもと、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）運動をはじめ、河川等におけるクリーンキャンペーン、市街地での美化・清掃活動など、市民、事業者、行政の協働を一層推進し、自ら率先した不断の取り組みを行うことを、ここに宣言します。

２０１９年６月２８日

八尾市長　　大松　桂右

図２－１２　やおプラスチックごみゼロ宣言

第３章．計画の基本理念と目標

第1節．基本理念と基本方針

1．基本理念

本市が目指す姿と市民・事業者・行政が取り組む姿勢を基本理念として、以下のとおり掲げます。

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働して取り組み、循環型社会の実現を目指します。

基本理念

未来へつなぐ　循環型都市『やお』

～ごみ減量へプラスワン・アクション～

【基本理念の考え方】

前計画の「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』～ごみゼロ（最終処分量ゼロ）、資源が循環するまちを目指して～」という基本理念を継承しつつ、現在、本市に関わるすべての人が環境のために実践している取り組みに加え、「新しいことを始める」「これまで取り組んできたことを人に広める」等、環境のためにもう一歩踏み出すこと（プラスワン・アクション）が、循環型都市を形成する上で重要です。また、プラスワン・アクションの積み重ねが、『やお』の子どもたちへ浸透し、引き継いだ子どもたちが大人になり、そして、さらにその子どもたちに伝えていくことが、美しい『やお』のまちの未来へつながることから、上記の基本理念としました。

2．基本方針

基本理念の実現には、３Ｒの考え方（ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））に基づいて、市民・事業者・行政が協働して、取り組んでいく必要があります。

基本理念の実現に向けて、以下の５つの基本方針を掲げます。

Ⅰ．パートナーシップの構築

Ⅱ．持続的に発展可能なシステムへの転換

Ⅲ．事業系ごみの減量・資源化施策の推進

Ⅳ．家庭系ごみの減量・資源化施策の推進

Ⅴ．安全・安心、安定的なごみ処理の推進

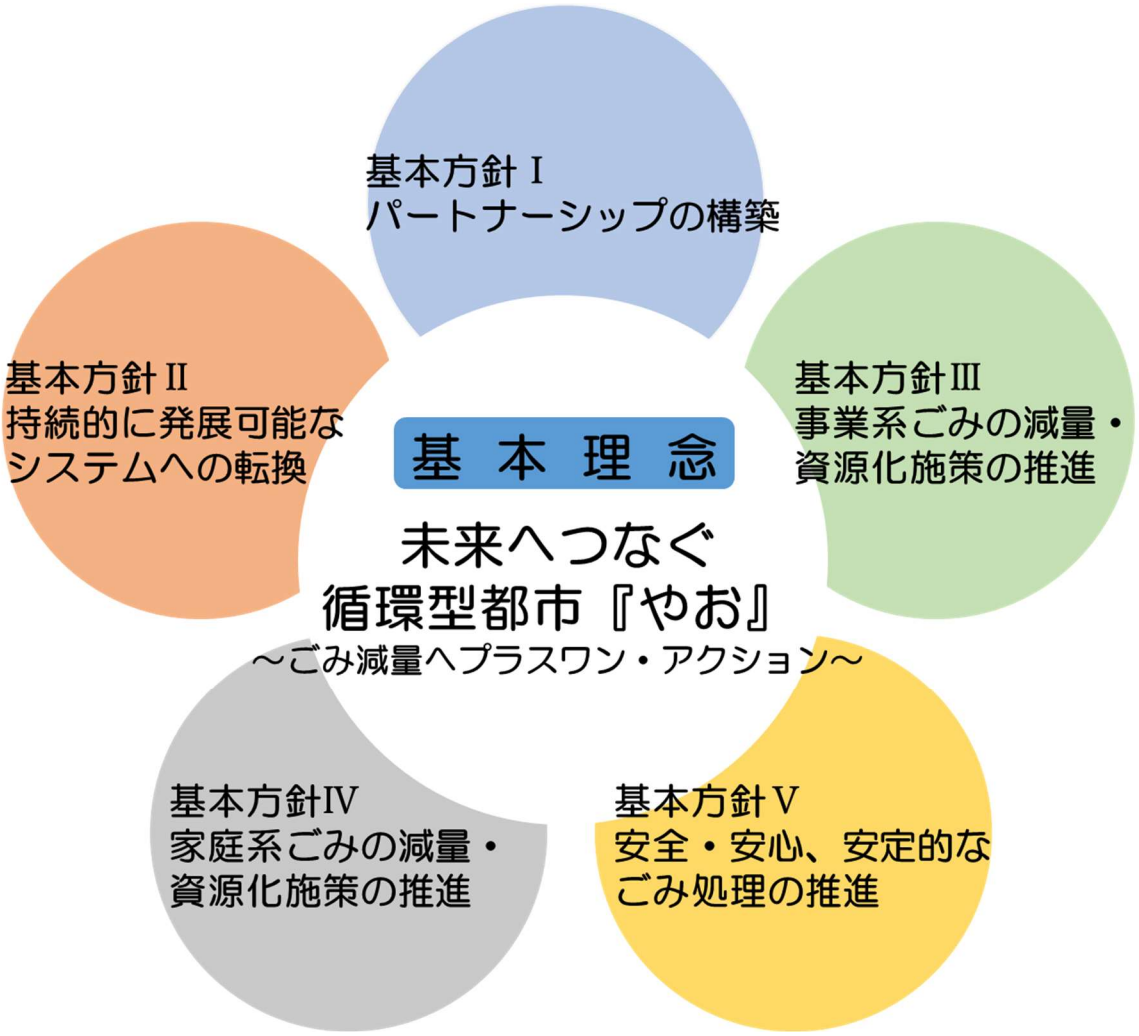

図３－１　基本理念と基本方針のイメージ図

第2節. 目標

1. 目標

本計画の達成状況を計る指標として、以下の数値目標を設定しました。

令和 10 年度（2028 年度）までに

① 資源化されている量を除くごみ処理量　５７，０００ｔ

※約 13,000ｔの削減を目指します。（令和元年度実績：69,864ｔ）

② １人１日当たりの家庭系ごみ排出量　４２０ｇ

※約 70ｇの削減を目指します。（令和元年度実績：489ｇ）

【算出方法】

① ＝ 家庭系ごみ排出量 ＋ 事業系ごみ排出量 － リサイクルセンター資源化量

② ＝ （家庭系ごみ排出量 － リサイクルセンター資源化量） ÷ 人口 ÷ 365（366）日 × 1,000,000

【目標の考え方】

紙類、プラスチック類、食品ロスについて、国や府が定めている計画の目標や前計画の目標を踏まえ、以下の考え方に基づき、目標を設定しました。家庭系ごみ、事業系ごみを問わず、ごみを出さない意識、正しく分別する意識が定着していけば達成可能な目標です。

- **紙類、プラスチック類の排出抑制及び使用削減（リデュース）**
- **食品ロスの削減（リデュース）**
- **可燃（燃やす）ごみに含まれるリサイクル可能物の適正排出（リサイクル）**

【目標を達成するためのポイント（一例）】

- 古紙類は可燃（燃やす）ごみではなく、集団回収に出す。
- 電子書籍の活用等、紙を出さないライフスタイルにする。
- プラマークがついたものは容器包装プラスチックの日に出す。
- マイボトルを利用し、ペットボトルの使用を控える。
- 買い物は、賞味期限、消費期限が近いものから買う。
- 日々の食事は、残さずに全部食べる。　　等

70ｇってどれくらい・・・？

ペットボトル容器（500ml）２本

リンゴ　１／４個

バナナ　１／２本

できることから始めてみましょう。

プラスワン・アクション！

表３－１　品目ごとの数値目標

	単位	令和３年度（2021）初年度	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	**令和６年度（2024）中間目標**	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	**令和10年度（2028）最終目標**	【参考】令和元年度（2019）実績
想定人口（人）	人	264,000	262,000	261,000	260,000	258,000	257,000	256,000	254,000	265,908
目標										
資源化されている量を除くごみ処理量	t	67,426	65,896	64,594	**63,291**	61,560	60,251	58,983	**57,000**	69,864
１人１日当たりの家庭系ごみ排出量	g	482	475	465	**458**	448	440	431	**420**	489
家庭系ごみ										
合計	t	50,315	49,217	48,277	**47,337**	46,039	45,097	44,191	**42,788**	51,432
可燃（燃やす）ごみ	t	42,182	41,126	40,199	39,272	38,015	37,087	36,193	34,831	43,256
容器包装プラスチック	t	2,143	2,155	2,175	2,195	2,208	2,228	2,248	2,260	2,129
ペットボトル	t	551	538	526	514	501	489	477	464	564
資源物	t	1,853	1,839	1,832	1,825	1,811	1,803	1,796	1,782	1,866
複雑ごみ	t	999	991	987	984	976	972	969	961	1,006
埋立ごみ	t	404	401	399	398	395	393	392	389	407
簡易ガスボンベ・スプレー缶	t	61	60	60	60	59	59	59	58	61
粗大ごみ	t	786	780	777	774	768	765	762	757	792
臨時ごみ・不法投棄	t	627	623	620	618	613	611	608	604	637
直接持込	t	709	704	702	697	693	690	687	682	714
事業系ごみ										
合計	t	20,965	20,518	20,155	**19,793**	19,345	18,980	18,617	**18,025**	22,306
許可業者	t	18,100	17,682	17,332	16,984	16,564	16,215	15,866	15,302	18,513
可燃（燃やす）ごみ（市収集）	t	223	222	221	220	218	217	216	215	225
資源物（市収集）	t	8	8	8	8	8	8	8	8	8
複雑ごみ（市収集）	t	3	3	3	3	3	3	3	3	3
埋立ごみ（市収集）	t	1	1	1	1	1	1	1	1	1
直接持込	t	2,630	2,602	2,590	2,577	2,551	2,536	2,523	2,496	3,556
リサイクル量										
合計	t	11,107	11,071	11,087	**11,106**	11,091	11,111	11,115	**11,082**	11,135
リサイクルセンター資源化量	t	3,854	3,839	3,838	3,839	3,824	3,826	3,825	3,813	3,874
集団回収量	t	7,253	7,232	7,249	7,267	7,267	7,285	7,290	7,269	7,261
焼却量										
大阪広域環境施設組合八尾工場搬入量	t	66,475	64,952	63,654	**62,355**	60,630	59,325	58,060	**56,084**	69,025
中間処理量										
八尾市立リサイクルセンター搬入量	t	7,286	7,249	7,240	**7,231**	7,196	7,185	7,176	**7,141**	7,320
最終処分量										
八尾市一般廃棄物最終処分場搬入量	t	951	944	940	**936**	930	926	923	**916**	958
大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）搬入量	t	9,307	9,093	8,912	**8,730**	8,488	8,306	8,128	**7,852**	9,638

第４章．目標達成に向けた施策

第1節．基本方針Ⅰ　パートナーシップの構築

1．市民・事業者・行政の相互理解と協力体制の整備

ごみの減量・資源化のために、市民・事業者・行政が協働で取り組み、相互理解を深めるとともに、協力体制を整備し、環境にやさしいコミュニティを形成していけるように、ごみ減量推進員制度の充実、市民と行政との情報交流の活性化、事業者と行政との情報交換や情報発信の充実を図ります。

【主な施策】

①　ごみ減量推進員制度の充実

- ごみ減量推進員を対象とした研修会、施設見学会の実施
- 地域が抱える課題解決へ向けた体制の整備
- ごみ減量推進員に対する意識調査

②　排出事業者への情報発信の充実

- 多量排出事業者からの事業系一般廃棄物減量計画等報告書の提出及び事業系廃棄物管理責任者等との情報交換
- 事業系ごみ適正処理・減量ハンドブックの活用
- 排出事業者への訪問指導

③　ごみに関連する市民・事業者・行政のパートナーシップ組織の充実化

- パートナーシップによるごみ減量イベントの企画
- パートナーシップによる情報発信
- ごみ減量に向けた市民活動の支援

2．ごみ・環境問題に関する情報発信の充実

情報を共有し、相互理解を深めるとともに、市民のごみの減量・資源化の実践行動を支援するため、老若男女問わず、すべての人に分かりやすい情報発信に努めます。

【主な施策】

①　多様な手法による情報発信

- 従来の市政だより、ホームページに加え、生活応援アプリ「やおっぷ」及びＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）等を活用し、すべての市民に必要な情報をより分かりやすく発信
- 配慮が必要な人へ向けた情報伝達方法の研究
- 現状の排出量や目標の達成状況の「見える化」「分かる化」「できる化」

②　対象を明確化した情報発信

- 転入者等、本市に初めて住む人への情報発信
- 地域への情報発信

・分別排出のルールが守られていない世帯や集合住宅等への排出指導及び啓発
・間違って出されたごみに対しての「あきまへん」シール等を活用したごみの取り残しによる啓発
・管理会社等との連携による集合住宅等入居者への啓発及び情報発信

③　継続的で分かりやすい情報発信

・収集曜日カレンダーの配布、生活応援アプリ「やおっぷ」等の更新
・ごみの分け方・出し方ハンドブックの配布、更新

3. 自治体間の連携･協力による施策の推進

大阪広域環境施設組合八尾工場での可燃（燃やす）ごみの焼却処理、適正処理困難物への対応、災害時や施設故障・改修時の相互応援体制等、自治体間の連携・協力による施策の推進を図ります。

【主な施策】

①　大阪広域環境施設組合との連携強化

・大阪広域環境施設組合を構成する自治体との協議と意見交換
・大阪広域環境施設組合との連携によるごみ搬入監視体制の強化

②　自治体相互間の連携強化

・災害時や施設の故障、改修時の相互応援体制の整備
・自治体間での情報交換体制の充実

③　国・府等関係機関への要望

・全国都市清掃会議や大阪府中部ブロック清掃協議会等を通じた制度整備の要望

④　大阪湾フェニックス計画との連携強化

・最終処分場確保に向け、大阪湾フェニックス計画事業継続のための大阪湾広域臨海環境整備センターとの連携強化

4. 全庁的な取組の推進

ごみの減量・資源化を推進する関係部門との情報交換を密にして、ごみの減量・資源化に取り組むとともに、環境に配慮した事務事業を実施するため、職員研修の充実、庁内の推進体制の整備を図ります。

【主な施策】

①　全部局とごみの減量・資源化を推進する関係部門の間の連携強化

・市の全部局との情報交換体制の充実

②　職員のごみの減量・資源化に対する意識の向上

・職員研修の充実
・庁内の計画的な事業の推進

③　環境に配慮した事務事業の推進

- 庁内で使用する消耗品等のグリーン購入の推進
- 環境マネジメントシステムの推進

第2節. 基本方針Ⅱ　持続的に発展可能なシステムへの転換

1. ごみの少ない、ものを大切にするライフスタイルの普及

事業者は設計段階から最終処分まで一定の責任を負う製品づくりだけではなく、不用になった製品の自主回収の充実に努めます。市民はものを大切にするライフスタイルへの転換に努め、事業者・市は協働し、持続的に発展可能な暮らしを目指した社会経済システムの構築を図ります。

【主な施策】

①　拡大生産者責任制度（ＥＰＲ）の確立

- 「つくる責任、つかう責任」を果たすため、生産者へ下記の事項を要望
- 処理困難物の自主回収制度の整備を要望
- 環境にやさしくリサイクル可能な製品づくりを要望
- 簡易包装の推進等、ごみの発生抑制・リサイクルの拡大に向けた取組を要望

②　リユース機会の提供

- 学習プラザ「めぐる」等でのフリーマーケット等の情報発信

③　環境に配慮した製品等の購入促進

- エコマーク付き製品や簡易包装製品等の購入促進

2. プラスチックごみ削減の推進

海洋プラスチックごみ問題が世界的に懸念されており、本市においても、「やおプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみの削減に向けた取組を拡大し、なるべくごみを出さないライフスタイルへの転換を図ります。また、今後の国の「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて対応していきます。

【主な施策】

①　プラスチックごみ削減の啓発

- 「容器包装プラスチック」での分別及び排出の徹底
- マイボトル、マイバッグ持参運動の展開
- 新たなリサイクル可能なプラスチックごみの収集及び処理方法の検討
- マイボトル普及のための給水機の充実

②　販売店等との連携

- 簡易包装の実施、代替素材の使用等、プラスチックごみを発生させない販売方法の展開

3. 再生紙等の再生品の利用拡大

グリーンマーク商品やエコマーク商品等の再生品の需要を拡大するため、市は、市民・事業者に対してこれらの商品に関する情報を発信し、購入を呼びかけます。

【主な施策】

① 市民・事業者への再生品等に関する情報発信と使用の促進

・家庭、事業所等で使用する消耗品等のグリーン購入の推進

第3節. 基本方針Ⅲ　事業系ごみの減量･資源化施策の推進

1. 排出者責任の定着

市は、事業活動に伴って排出されるごみの処理やリサイクルの責任が、排出事業者にあることを経営者や従業員に定着するよう周知に努めます。

【主な施策】

①　排出事業者向けの啓発活動の実施

- 事業系ごみ適正処理・減量ハンドブック等の活用
- 排出事業者への訪問指導

②　少量排出事業者等への対応

③　社会情勢に応じたごみ減量への取組の実施

- 法令の整備等による事業所内におけるごみ減量への取組の工夫
- 事業内容や雇用形態等を問わない事業所全体での取組の推進

2. 排出事業者に対する減量指導の強化

事業系ごみの減量・資源化に向けて、事業系一般廃棄物減量計画等報告書の提出等を通じてごみの自主的な管理を促し、減量指導の強化を図ることで、ごみの減量・資源化を推進します。

【主な施策】

①　事業系一般廃棄物減量計画等報告書による減量指導の運用

- 事業系一般廃棄物減量計画等報告書の提出と報告書の点検
- 排出事業者への訪問指導及び減量指導の実施

②　減量指導実施体制の整備

③　事業系一般廃棄物の分別指導の強化

3. 搬入物検査の強化と検査結果に基づく減量･適正処理指導の実施

産業廃棄物等搬入不適物の搬入防止のため、許可業者に対して搬入物検査を実施します。搬入物検査において、搬入不適物が見受けられた場合は、許可業者及び排出事業者に内容確認のうえ、適正処理等について啓発・指導を行います。

【主な施策】

① 許可業者への搬入物検査の強化

② 搬入物結果に基づいた排出事業者への指導の実施

・許可業者と連携し、排出事業者への減量及び適正排出の指導

4. 食品廃棄物の資源化の促進

食品廃棄物のリサイクルの推進に向け、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度との整合を図ります。

【主な施策】

① 事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度との整合

・許可基準及び許可条件の見直しの検討

5. 資源化可能物の資源化の促進

古紙類等、事業系一般廃棄物については、まず資源化できる仕組づくりを検討し、できる限り焼却処理は行わない方向性に導きます。

【主な施策】

① 古紙類等の資源化可能物について、資源化するよう排出事業者への呼びかけ

・資源化可能物における処理方法の情報発信

・新たな資源化可能物の処理方法の検討

第4節. 基本方針Ⅳ　家庭系ごみの減量･資源化施策の推進

1. 環境教育･環境学習の推進

市は、市民がごみの減量やリサイクルに積極的に取り組めるよう、環境教育や環境学習の充実を図ります。また、環境教育や環境学習を通じて、子どもから高齢者まで、環境に対する意識の向上を図ります。特に本市の未来を担う子どもに対しては、学校教育における「総合的な学習の時間」等を活用し、学校と地域との連携を図り、体系的な環境教育を推進します。

【主な施策】

①　環境教育の充実

- 環境出前講座の実施・情報発信
- 教育委員会との連携

②　環境学習の充実

- 学習プラザ「めぐる」を拠点とした環境学習の充実
- 施設見学会の開催等、ごみ処理現場を実際に体感できる機会の提供

2. 生ごみの減量･資源化の推進

生ごみの減量・資源化を図るため、家庭用電動生ごみ処理機等の普及を支援するための助成制度等を継続するとともに、水切りの浸透、食品ロスの削減のため、情報発信や啓発活動の充実に努めます。

【主な施策】

①　生ごみ堆肥化の推進

- 家庭用電動生ごみ処理機購入助成制度の実施・情報発信
- 生ごみ堆肥化容器（コンポスト）購入助成制度の実施・情報発信
- 生ごみ堆肥化ぼかし容器貸与制度の実施・情報発信

②　生ごみの水切りの浸透

- 水切り方法の情報発信

3. 食品ロス削減の推進

可燃（燃やす）ごみに含まれる食品ロスの削減が、ごみの減量に大きな影響を与えることから、食品ロスの削減の推進に関する法律を踏まえ、市民や飲食店をはじめとした事業者等と協働し、積極的に取り組みます。

【主な施策】

① 食品ロス削減の啓発

- 食品ロス削減推進計画の策定
- 食品ロス削減につながる市民講座の実施
- 家庭から排出される食品ロス削減方法の情報発信
- 本市独自の食品ロス削減運動の展開

② 飲食店、販売店等との連携

- 少量サイズの販売、テイクアウト販売の拡大等、食品ロスを発生させない販売方法の展開
- 食品ロス削減協力店の周知

③ 教育委員会、関係機関等との連携

- 学校教育での食育を通じた食品ロス削減
- フードバンク等を活用した余剰食品の有効利用

4. 資源を有効活用する事業活動、店頭等における資源回収の促進

部品の共有化、長期確保、販売店における修理カウンターの整備等、製品の修理体制の整備を事業者に求め、資源を有効活用した事業者の活動内容について、市民に情報発信を行います。

また、資源回収の促進を図るため、スーパー等へ店頭回収の協力を求めるとともに、店頭回収実施店に関する情報を市民へ発信し、回収への協力を呼びかけます。市は、公共施設等における回収拠点の整備に努めます。

【主な施策】

① 発泡トレイ、紙パック、空き缶等の自主回収を促進

- スーパー等の店頭における自主回収の拡大
- 回収実施店舗の情報発信

② 他の品目の研究及び回収の実施

- 現在分別回収を行っていないリサイクル可能な品目の回収を検討

③ 公共施設等における回収拠点の整備

- ペットボトル、充電式電池等の回収拠点の整備

・現在拠点回収を行っていない新たな品目の回収を検討

5. 集団回収等の自主的なリサイクル活動の推進

市は、町会、こども会等が実施している集団回収について、より意欲的な活動を継続できるよう充実したサポートを行います。また、ごみの減量・資源化に関する模範的な活動を行っている個人・団体に対して、表彰や活動紹介を行うなど、市民の自主的な活動に対する支援を行います。

【主な施策】

① 集団回収の充実

・奨励金交付制度の継続
・看板、紙ひも等の支援物品の提供
・回収範囲、回収ルートの整備
・未実施地区への実施の支援
・積極的な活動を行う団体への支援の検討
・転入者等への集団回収等の情報発信

② 自主的なリサイクル活動の推進

・ごみの減量に積極的に取り組む市民等への支援

第5節. 基本方針Ⅴ　安全・安心、安定的なごみ処理の推進

1. 資源化の推進と適正処理、効率的かつ効果的な分別収集体制等の整備

市民・社会ニーズを的確に把握し、効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図ります。また、高齢化の進展といった社会の動向に対応したごみ収集を実施し、あわせて、ごみ収集の実施においては、環境負荷の軽減を目指します。さらに、指定袋制度について、市民ニーズを検証し、より充実した制度となるよう整備に努めます。

【主な施策】

① 市民ニーズ、国の動向に注視し、新たな資源化可能物について回収ルートの整備を検討

- 新たな資源化可能物の収集の検討

② 効率的な分別収集体制の整備

- 収集ルート、収集車両配置等を必要に応じて見直し、効率的かつ効果的な分別収集体制を整備

③ 高齢者等のごみ出し支援事業の推進（ふれあい収集）

- ごみを自ら集積所まで出すことが困難な高齢者・障がい者・妊産婦等を対象に、作業員が個別訪問し収集を実施

④ カラス等の鳥獣によるごみの散乱被害対策に関する情報発信

⑤ 環境負荷が少なく、かつ分別収集を効率的に行う収集車両の導入

⑥ 家庭用指定袋制度の充実

- 配付枚数の適正化、配付方法等、市民ニーズに応じた手法の検討

⑦ 職員研修の実施

2. 既存中間処理施設・最終処分場の維持管理の徹底と延命化

八尾市立リサイクルセンター、八尾市一般廃棄物最終処分場の維持管理の徹底に努め、周辺環境への影響を未然に防止するとともに、施設における事故防止に努めます。また、市民や事業者へごみの適正排出を周知徹底するとともに、ごみの減量・資源化を推進し、施設の延命化を図ります。

大阪広域環境施設組合八尾工場については、構成市との連携を強化し、周辺環境への影響を未然に防止するとともに、維持管理の徹底と焼却施設の延命化を求めます。

【主な施策】

① 大阪広域環境施設組合八尾工場との連携

- 大阪広域環境施設組合構成市との連携強化
- 八尾工場地元連絡協議会の開催

② 八尾市立リサイクルセンターの維持管理の徹底

③ 八尾市一般廃棄物最終処分場の維持管理の徹底

④　大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）との連携

3. 将来におけるごみ処理施設の方向性についての調査研究及び安定的な確保

本市の将来におけるごみ処理施設の方向性及び処理困難物について、新たな処理技術を含め、長期的視点に立って調査研究を進めます。

本市の埋立ごみの処分を担っている八尾市一般廃棄物最終処分場については、代替地の確保が困難であることから、埋立ごみの適正排出の周知徹底により、延命化を図ります。

また、将来における最終処分場としての機能を確保するため、大阪湾フェニックス計画事業の継続を検討するとともに、ごみの減量・資源化の推進により、最終処分量の削減を図ります。

【主な施策】

①　将来の大阪広域環境施設組合のあり方についての検討

②　処理困難物の処理ルートの開発や処理方法についての検討

③　大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）の事業継続の検討

4. 不法投棄等の防止

市民の関心度が高いごみ問題の一つである不法投棄についての意識啓発に積極的に取り組みます。また、関係機関と連携したパトロールの実施等を実施し、不法投棄されにくい環境の整備に努めます。

【主な施策】

①　不法投棄の防止

- 不法投棄に関する対策の推進
- 関係機関と連携したパトロールの実施
- 八尾市廃棄物不法投棄対策連絡調整会議の開催

②　資源物等の抜き取り、持ち去り行為への対策の推進

- 不用品回収業者に対する指導
- 関係機関と連携したパトロールの実施

③　道路・公園等の美化の推進

5. 災害廃棄物処理対策の充実

地震、台風等の大規模災害に伴い発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、八尾市災害廃棄物処理計画等の実効性を確保し、災害廃棄物処理対策の充実を図ります。

【主な施策】

① 八尾市災害廃棄物処理計画の実効性の確保

- 災害発生時における関係機関等との連携
- 災害廃棄物の収集方法、仮置場等の事前広報の実施
- 災害廃棄物処理に関する研修の実施

② 八尾市災害廃棄物処理計画の見直しの検討

- 災害廃棄物対策指針等、国・府における諸計画との整合性
- 八尾市地域防災計画との整合

資料編

資料１．八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（諮問）

八経資第４５号
令和２年８月５日

八尾市廃棄物減量等推進審議会会長　様

八尾市長　山本　桂右

八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（諮問）

本市では、貴審議会の答申に基づき、平成24年３月に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」を改定し、基本理念である「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』～ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ)、資源が循環するまちを目指して」を実現するため、ごみの発生抑制と資源化施策に取り組んでまいりました。

近年、地球規模での環境問題が進行する中、国連総会において、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）が採択され、国では、食品ロスの削減や海洋プラスチック問題等、廃棄物行政を取り巻く社会情勢は刻々と変化しており、本市におきましても、それら課題への対応が求められています。

令和２年度は、「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編)」の最終年度にあたり、これまで取り組んできた施策を総括するとともに、循環型社会の形成に向けた施策等の検討が必要であると考えております。

つきましては、限りある資源を次世代へ残すため、本市におけるこれまでの取り組みと将来見通しを踏まえ、「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編)」を改定するにあたり、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

資料２．八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（答申）

八廃審第10号
令和3年1月8日

八尾市長　山本　桂右　様

八尾市廃棄物減量等推進審議会
会長　花嶋温子

八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（答申）

令和２年８月５日付け八経資第45号で諮問のありました八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について、当審議会として慎重かつ熱心に審議を重ねてまいりました結果、別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

今後、本答申をもとに、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を改定され、基本理念である「未来へつなぐ　循環型都市『やお』～ごみ減量へプラスワン・アクション～」を、市民、事業者、行政が共有し、その実現に向けて取り組むことによって、計画の最終目標年度となる令和10年度までの間に、より一層のごみの減量と資源化が進むことを切に願っております。

八尾市が循環型都市として未来へつないでいくために、市民・事業者・行政それぞれが連携するのはもちろんのこと、それぞれができることにもう一つプラスすることで、さらに美しい『やお』へと磨きをかけ、未来の子どもたちに誇れる『やお』のまちとなるよう期待するものです。

なお、本計画を進めるにあたり、当審議会の審議過程での意見や提案に十分配慮されますとともに、下記については特にご配慮されることを求めます。

記

１．更なるごみ減量の取り組み

未来の子どもたちへ循環型都市『やお』をつないでいくためには、更なるごみ減量の推進が必要である。そのためには、市民・事業者・行政が相互に連携し理解を深めるとともに、協力体制の整備や相互の情報交換や情報提供に努められたい。

また、大阪広域環境施設組合をはじめとする自治体間相互の連携は、施設の改修や災害時の対応等の際に必須であり、引き続き連携強化に努められたい。

２．事業系一般廃棄物の減量・資源化

事業活動に伴い排出されるごみ処理やリサイクルの責任が排出事業者にあることを改めて啓発していくことと合わせ、拡大生産者責任制度（ＥＰＲ）についても「つくる責任、つ

かう責任」を果たすため啓発をしていただきたい。

また、事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者と連携し、排出事業者に対する適正排出の指導に引き続きあたられたい。

3．家庭系ごみの減量・資源化.

家庭系のごみの減量・資源化にあたって、子どもから高齢者まで環境に対する意識向上が望まれるが、特に未来を担う子どもたちに対して、教育委員会と連携し環境教育の充実を図られたい。

また、ごみに含まれる食品ロスがごみ減量に大きな影響を与えるため、市民や飲食店をはじめとした事業者への啓発活動等を進めるとともに、世界規模で問題となっている海洋プラスチックのごみ問題については、「やおプラスチックごみゼロ宣言」に基づき積極的な取り組みを進められたい。

4．計画の進行管理

本計画の期間は8年であるが、社会情勢の変化や制度改正の影響を受け、施策の推進に及ぼす影響を判断し迅速に対応していくため、年度毎に計画の進捗状況を当審議会に報告をし、意見や提案を受けられたい。

資料３．審議経過

回数	開催日	審議内容
第１回	令和２年８月５日	・委嘱状交付 ・会長及び副会長の選任 ・諮問 ・八尾市のごみの概況等について
第２回	令和２年９月１１日	・市民アンケート案について ・現行計画における取り組み・課題等について ・計画改定案について【主要部分】
第３回	令和２年１０月１４日	・計画改定案（第２回）の見直しについて ・計画素案（前半）について
第４回	令和２年１１月２日	・計画素案（前半、第１章から第２章）について ・計画素案（後半、第３章から第４章）について
第５回	令和２年１２月（※）	・計画素案について ・八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の答申案について
答申	令和３年１月８日	・八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の答申について

※　第５回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議形式での開催を取りやめ、書面開催を実施した。

資料４．八尾市廃棄物減量等推進審議会　委員名簿

◎学識経験のある者【５名】

氏名	所属等	特記事項
花嶋　温子	大阪産業大学デザイン工学部　准教授	前回委員（副会長）
鈴木　靖文	立命館大学　非常勤講師 有限会社　ひのでやエコライフ研究所　取締役	
吉川　正史	近畿大学法学部　准教授	前回委員
石村　雄一	近畿大学経済学部　特任講師	
川本　健太郎	神戸学院大学リハビリテーション学部　准教授 一般社団法人 Green Down Project　理事	

◎民間諸団体の代表者【１０名】

氏名	所属等	特記事項
中浜　多美江	八尾市女性団体連合会　事務局長	前回委員
菅　春水	八尾商工会議所　常議員	
西田　裕	八尾市自治振興委員会　会長	
木下　次郎	八尾市地区福祉委員長連絡協議会　副会長	
岡ノ谷　圭二	大規模小売店舗（㈱イトーヨーカ堂　八尾店） 管理統括マネジャー	前回委員・第１回～第３回
富田　隆浩		第４回～
林 滋	八尾市商店会連合会　理事長	第１回
佐原　健		第２回～
岩田　志郎	八尾工場地元連絡協議会　会長	
山本　賢	八尾市高齢クラブ連合会　会長	
寺西　幸雄	八尾小売市場連合会　会長	
上田　雅範	連合大阪八尾柏原地区協議会　事務局長	

◎市長が必要と認める者【５名】

氏名	所属等	特記事項
笠原　征郎	公募市民委員	前回委員
北山　美恵子	公募市民委員	前回委員
齊藤　美奈	公募市民委員	
前田　吉繁	公募市民委員	前回委員
向井　須子	公募市民委員	

資料５．八尾市家庭ごみに関するアンケート調査報告書

第1節. 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、市民、事業者との協働のもと、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の計画を改定する基礎資料とするため、実施するものです。

2. 調査方法

調査対象者：市内在住の 20 歳以上の方 2,000 人を無作為抽出

調査期間：令和２年９月 29 日～令和２年 10 月 12 日（実質最終回収は 10 月 23 日）

調査方法：郵送による発送・回収

3. 回収状況

配布数	宛先不明	回収数	有効回収数	有効回収率
2,000	5	1,027	1,025	51.4%

表 1-1　回収状況

4. 報告書の留意点・見方

- 回答は各質問の回答者数（ｎ）を基数とした百分率（%）で示しています。また、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方をしているため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
- 設問によっては、前回調査との比較とありますが、前回調査は平成 22 年度（2010 年度）に行った調査との比較となります。

第2節. 調査結果

1. 回答者の属性

(1)性別

性別については、「男性」が 38.6%、「女性」が 60.5%となっています。

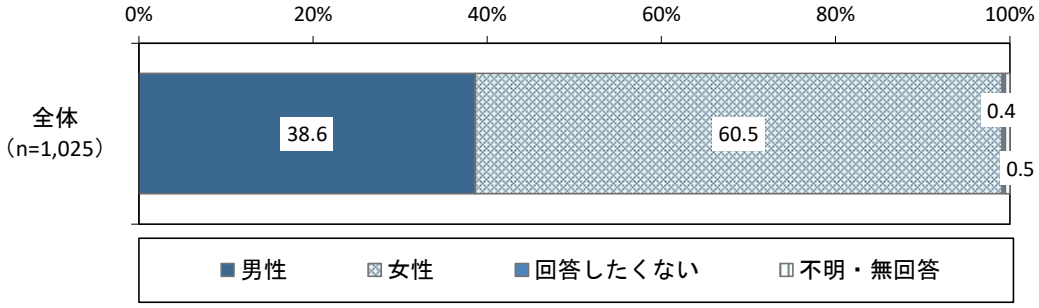

図 2-1　性別

(2)年齢

年齢については、「70 歳代以上」が 34.0%で最も高く、次いで「50 歳代」が 16.7%、「40 歳代」が 16.6%と続いています。

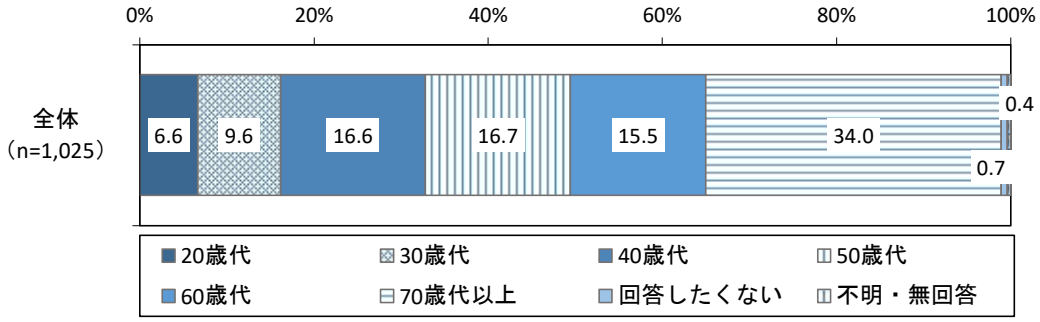

図 2-2　年齢

(3)職業

職業については、「無職」が 24.9%で最も高く、次いで「会社員、団体職員等」が 23.5%、「専業主婦、専業主夫」が 19.5%と続いています。

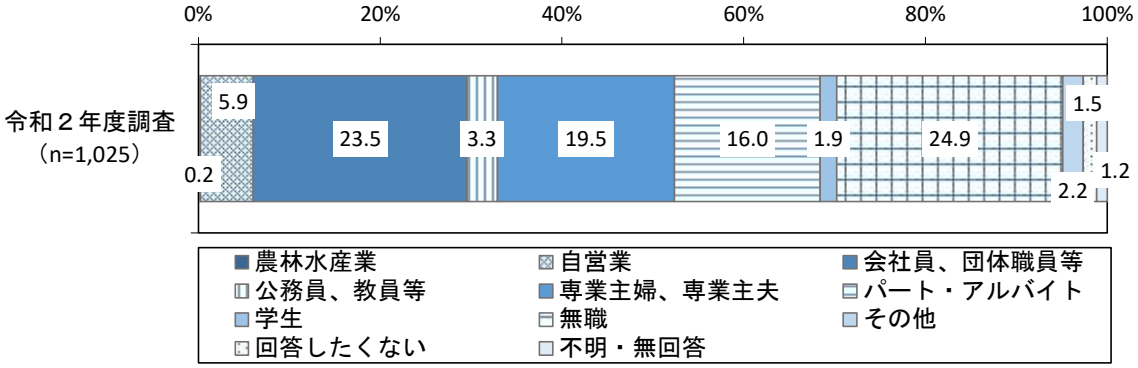

図 2-3　職業

(4)世帯人数

世帯人数については、「２人」が 37.7%で最も高く、次いで「３人」が 23.2%、「４人」が 17.6%と続いています。

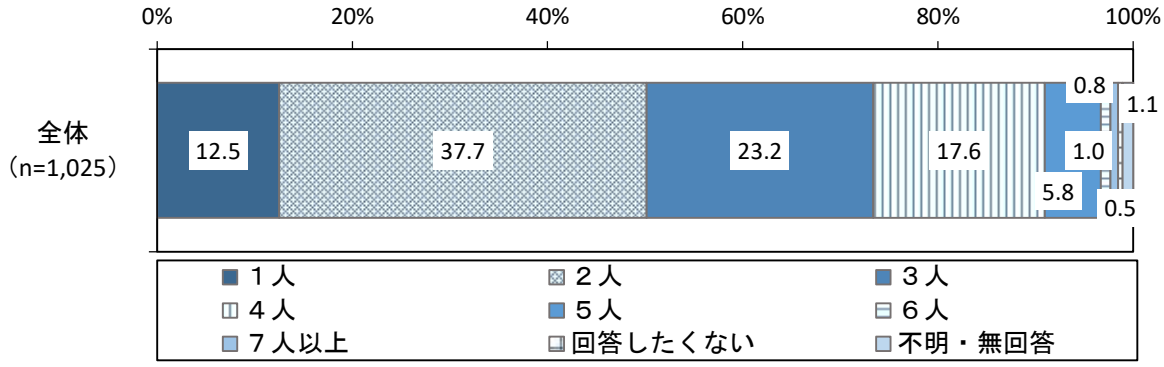

図 2-4　世帯人数

(5)住宅形態

住宅形態については、「一戸建て」が 67.0%で最も高く、次いで「集合住宅（アパート・マンション等）」が 28.9%、「その他」が 1.5%と続いています。

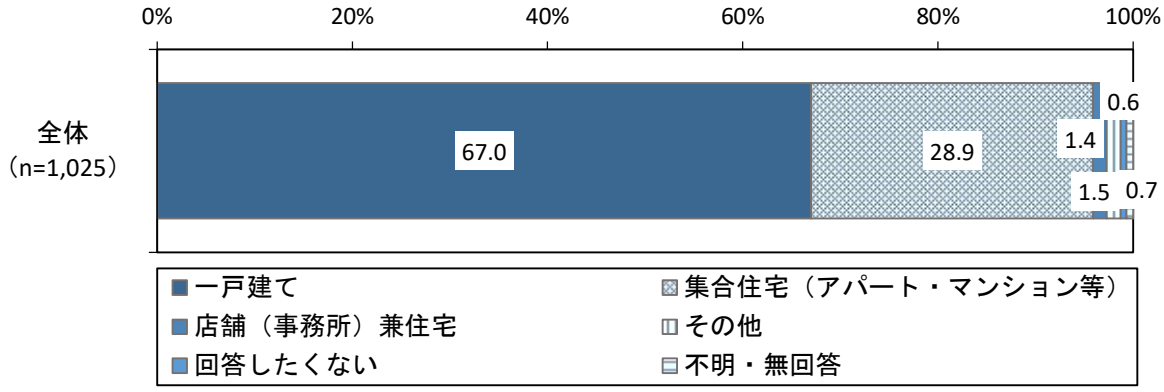

図 2-5　住宅形態

(6)町会加入状況

町会の加入状況については、「加入している」が 72.9%、「加入していない」が 23.8%となっています。

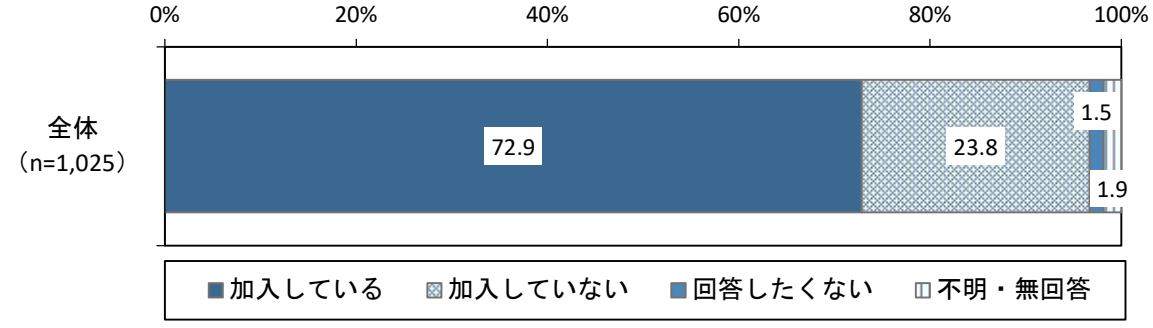

図 2-6　町会の加入状況

(7)普段のごみの分別やごみ出しの状況

普段のごみの分別の状況については、「いつもしている」が 85.2%で最も高く、次いで「時々している」が 7.9%、「あまりしていない」が 2.5%と続いています。

また、普段のごみ出しの状況については、「いつもしている」が 70.3%で最も高く、次いで「時々している」が 13.2%、「全くしていない」が 6.5%と続いています。

本アンケートの回答者の８割以上が普段からごみの分別やごみ出しをしていることが伺えます。

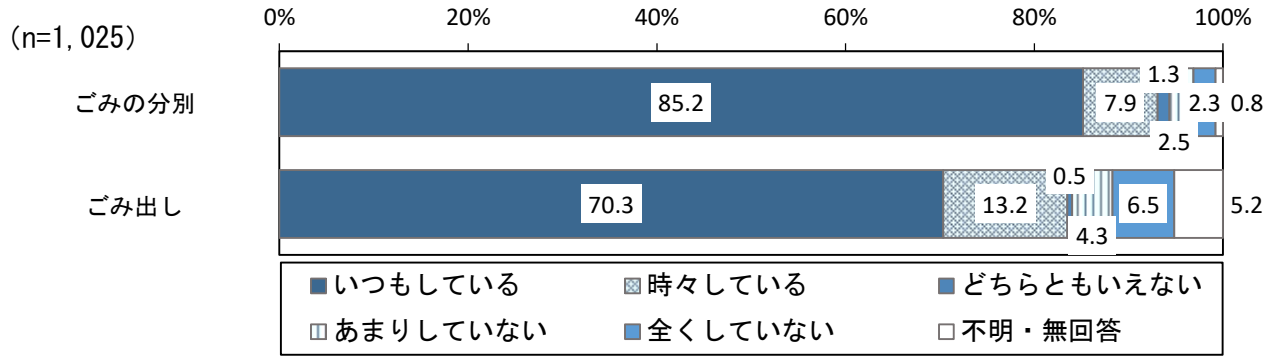

図 2-7　普段のごみの分別やごみ出しの状況

2. ごみ問題について

(1)ごみ問題に関する関心度

問２（１）	あなたはごみに関する問題について関心がありますか。（○は１つだけ）

ごみに関する問題についての関心度については、「ある程度関心がある」が 60.9%で最も高く、次いで「大いに関心がある」が 25.6%、「あまり関心がない」が 8.3%と続いています。

前回調査と比較すると、「大いに関心がある」割合は 6.4 ポイント増加していますが、「ある程度関心がある」割合は 8.0 ポイント減少しており、「大いに関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた割合では今回調査では 86.4%、前回調査では 88.1%と 1.7 ポイント減少しています。

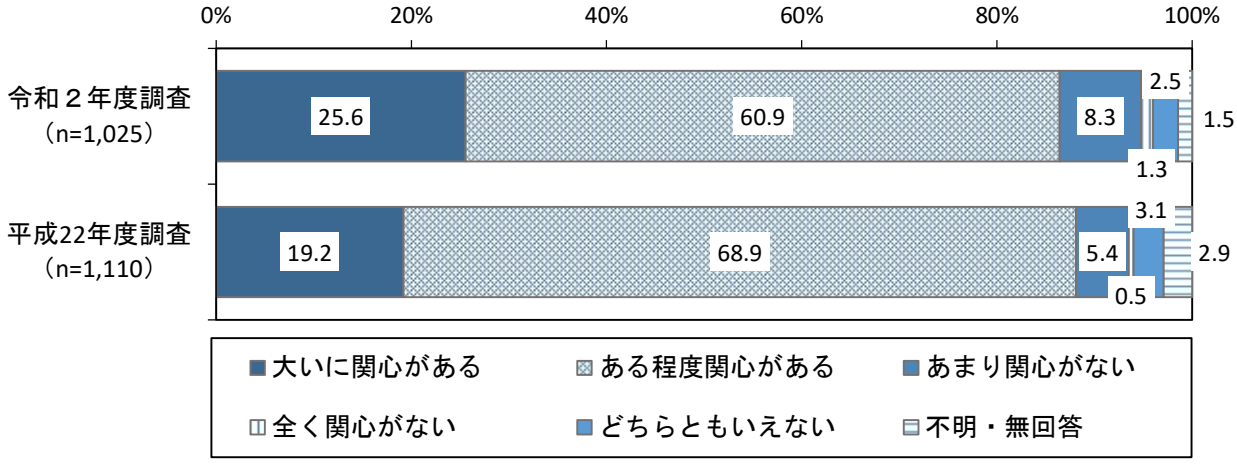

図 2-8　ごみ問題に関する関心度

(2)関心があるごみ問題について

問2（2）	（1）で「1 大いに関心がある」「2 ある程度関心がある」に○をつけた方にお尋ねします。どのようなことに特に関心がありますか。（○は3つまで）

ごみ問題に関心のある方に、どのような問題に関心があるか尋ねたところ、「ごみの減量」が 44.5%で最も高く、次いで「ポイ捨て・不法投棄の問題」が 40.6%、「食品ロスの問題」が 38.7%と続いています。

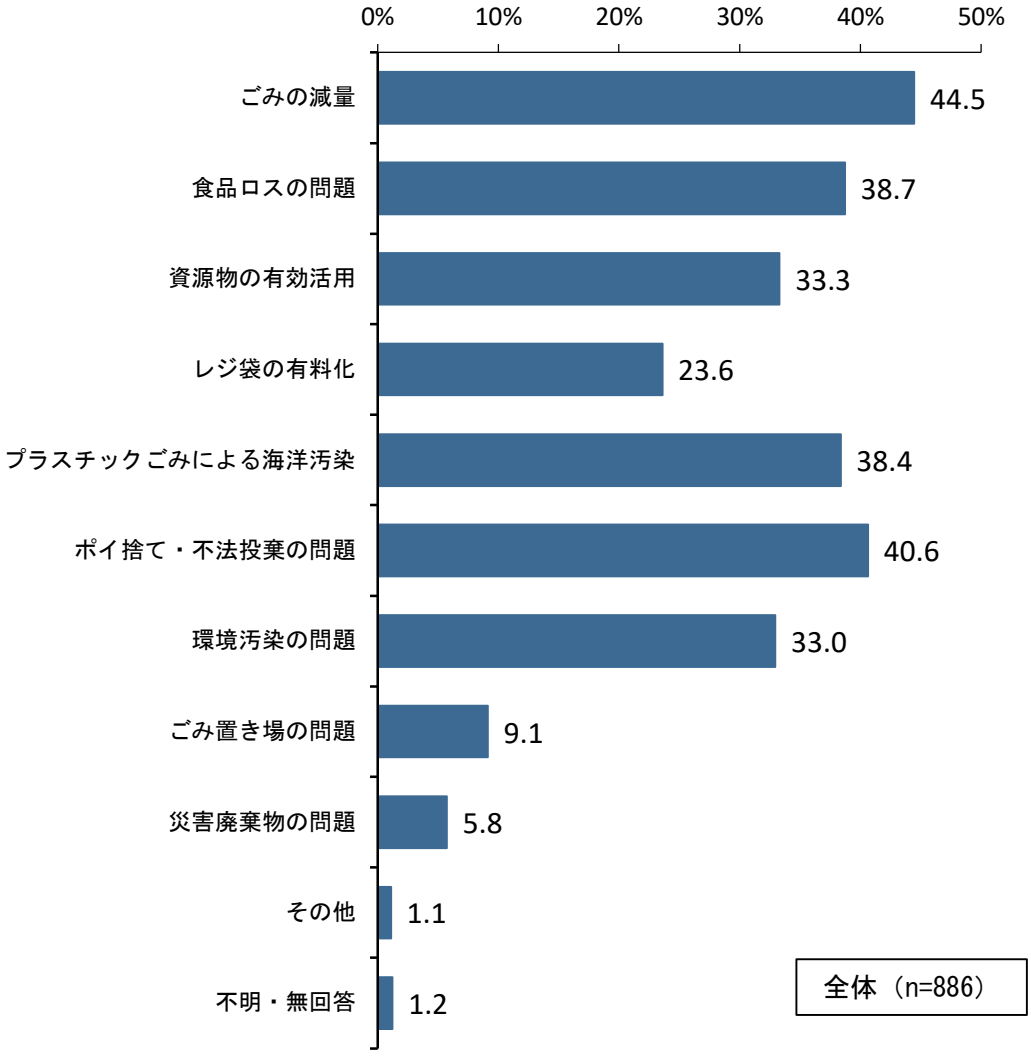

図 2-9 関心があるごみ問題について

(3)ごみ問題に関心がない理由

問２（３）	（１）で「３ あまり関心がない」「４ 全く関心がない」「５ どちらとも言えない」に○をつけた方にお尋ねします。関心がない、どちらとも言えないと答えたのはなぜですか。（○は３つまで）

ごみ問題に関心のない方に、関心がない理由を尋ねたところ、「自分一人が努力しても影響がないと思うから」が 27.4%で最も高く、次いで「ごみの問題に取り組むのが面倒だから」が 17.7%、「ごみは燃やせばいいと思うから」が 16.9%と続いています。

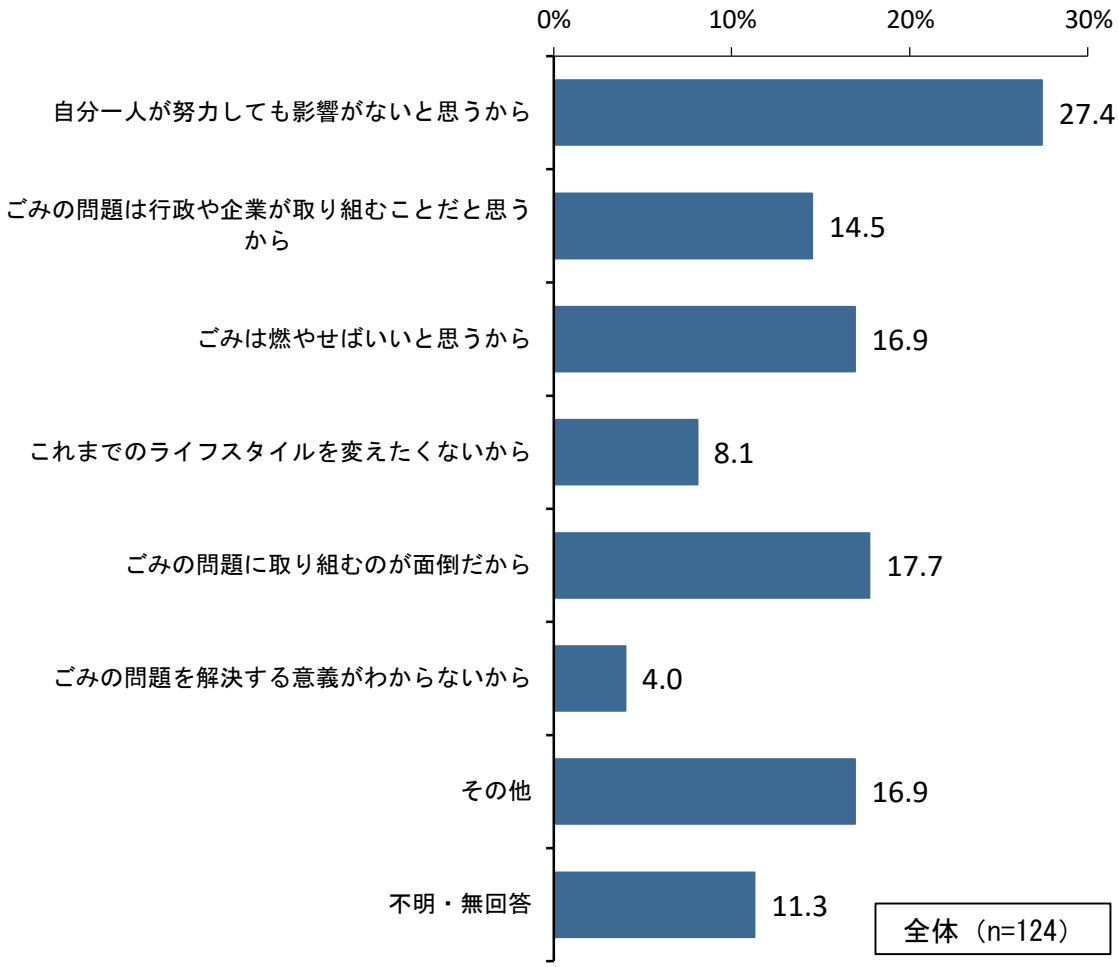

図 2-10　ごみ問題に関心がない理由

（4）日常での3Rの実践状況

問２（４）	ごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の３Ｒについて、日常的にどの程度実践をしていますか。（○はそれぞれ１つだけ）

普段の生活での、ごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の３Ｒの実践状況について、「いつも実践している」と「時々実践している」を合わせた割合が高い取組は、「資源物（びん・缶）は分別している」（94.5%）、「買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋を購入しない」（86.9%）、「古紙（新聞・雑誌・段ボール）等は地域の集団回収又は業者の古紙回収に出す」（85.3%）、「生ごみは水を切って出している」（83.3%）で８割を超えており、「全く実践していない」と「あまり実践していない」を合わせた割合が高い取組は、「生ごみを堆肥化（コンポスト化）している」（78.7%）、「フリーマーケットやリサイクルショップ（インターネットを含む）を利用している」（52.6%）、「たまに使うものはレンタルする（旅行ケース等）」（50.9%）で５割を超えています。

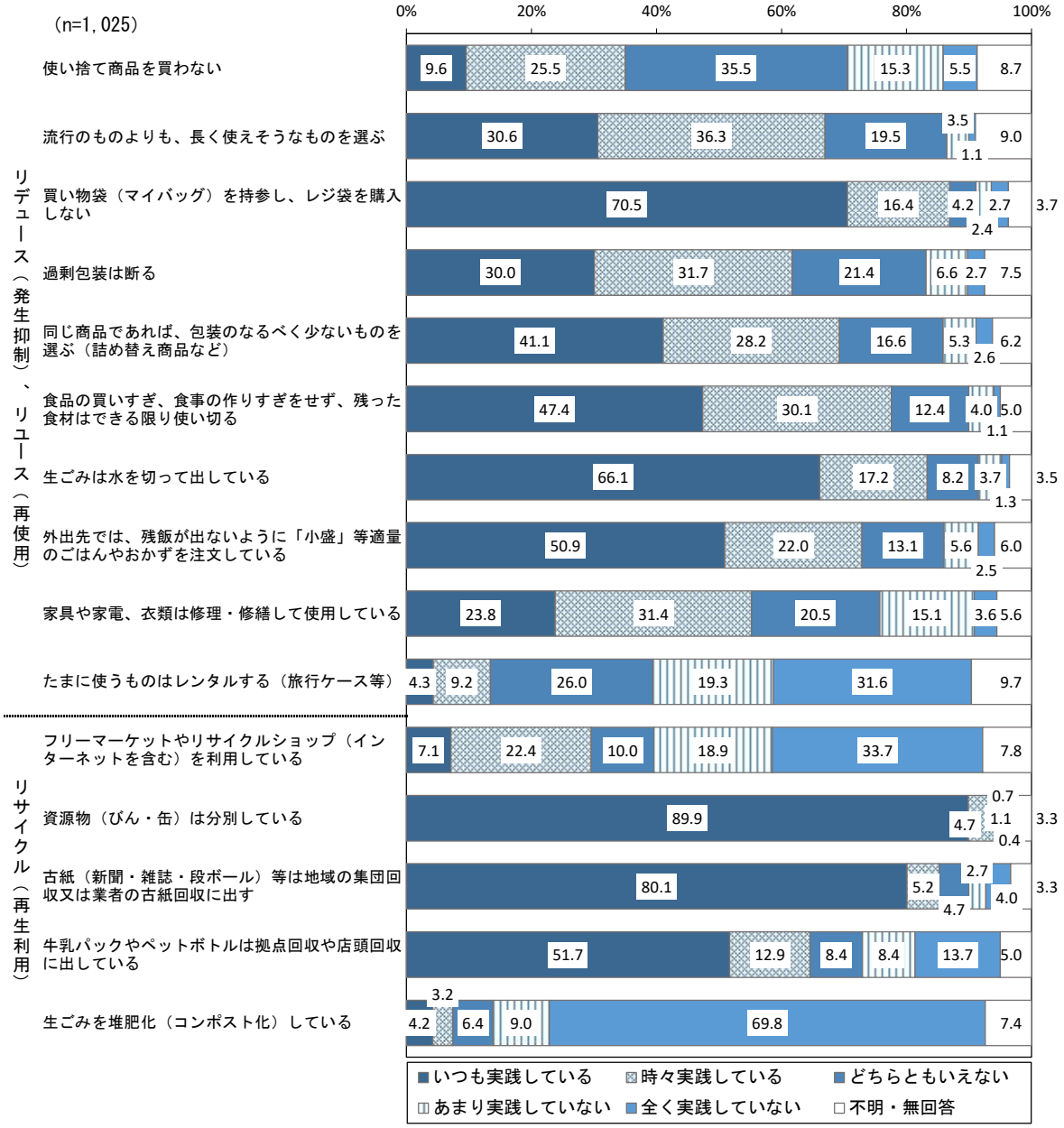

図 2-11　日常での３Ｒの実践状況

(5)地域での古紙･古布の集団回収の状況

問2（5）	お住まいの地域では古紙・古布の集団回収を実施していますか。（○は１つだけ）

お住いの地域での古紙・古布の集団回収の実施状況については、「実施している」が 81.7%で最も高く、次いで「わからない」が 10.9%、「していない」が 3.8%と続いています。

前回調査と比較すると、「わからない」割合が 4.0 ポイントと大きく増加しています。

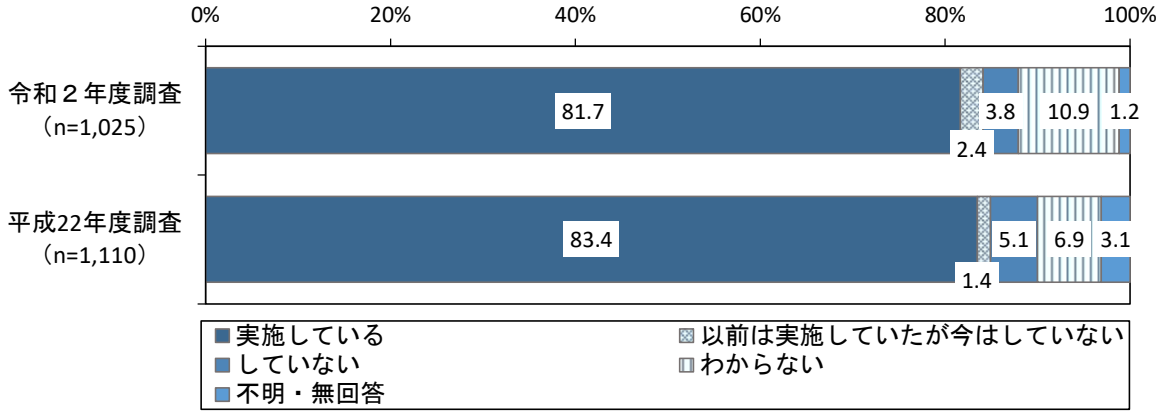

図 2-12　地域での古紙・古布の集団回収の状況

(6)家庭での古紙等の処理方法について

問2（6）	ご家庭では、古紙等を主にどのように処理していますか。（○は１つだけ）

家庭での古紙等の処理については、「地域の集団回収に出す」が 70.0%で最も高く、次いで「民間の古紙回収業者に出す」が 12.6%、「可燃（燃やす）ごみに出す」が 7.8%と続いています。

前回調査と比較すると、「地域の集団回収に出す」割合が 7.7 ポイントと大きく減少しています。

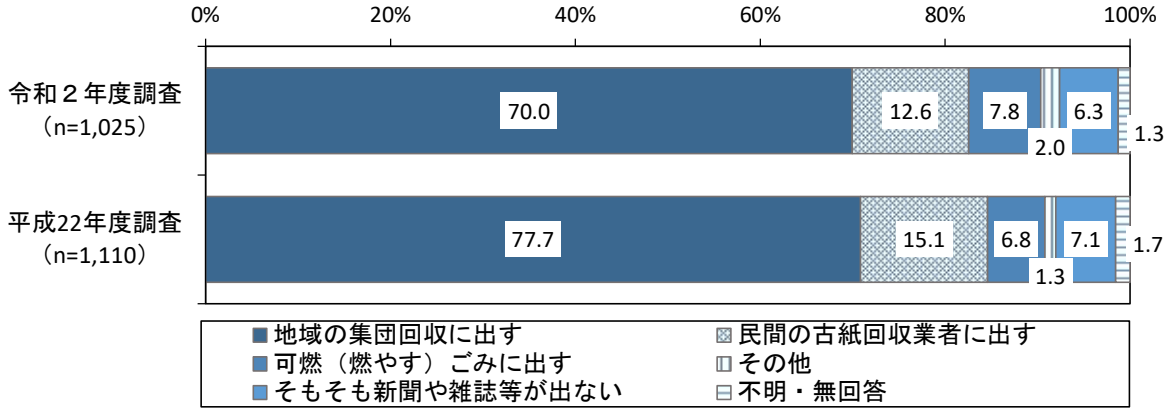

図 2-13　家庭での古紙等の処理方法

(7)古紙等を可燃(燃やす)ごみに出す理由

問2（7）	（6）で 「3 可燃（燃やす）ごみに出す」に○を付けた方にお尋ねします。古紙等を可燃（燃やす）ごみとして捨てている理由はなぜですか。（○は3つまで）

古紙等を可燃（燃やす）ごみに出している方に理由を尋ねたところ、「集団回収の日時や場所がわからない」が 37.5%で最も高く、次いで「家の中に古紙を保管する場所がない」が 25.0%、「集団回収が行われていない」が 18.8%と続いています。

前回調査と比較すると、「集団回収の日時や場所がわからない」と「集団回収が行われていない」がそれぞれ 19.1 ポイント、9.6 ポイントと大きく増加しています。

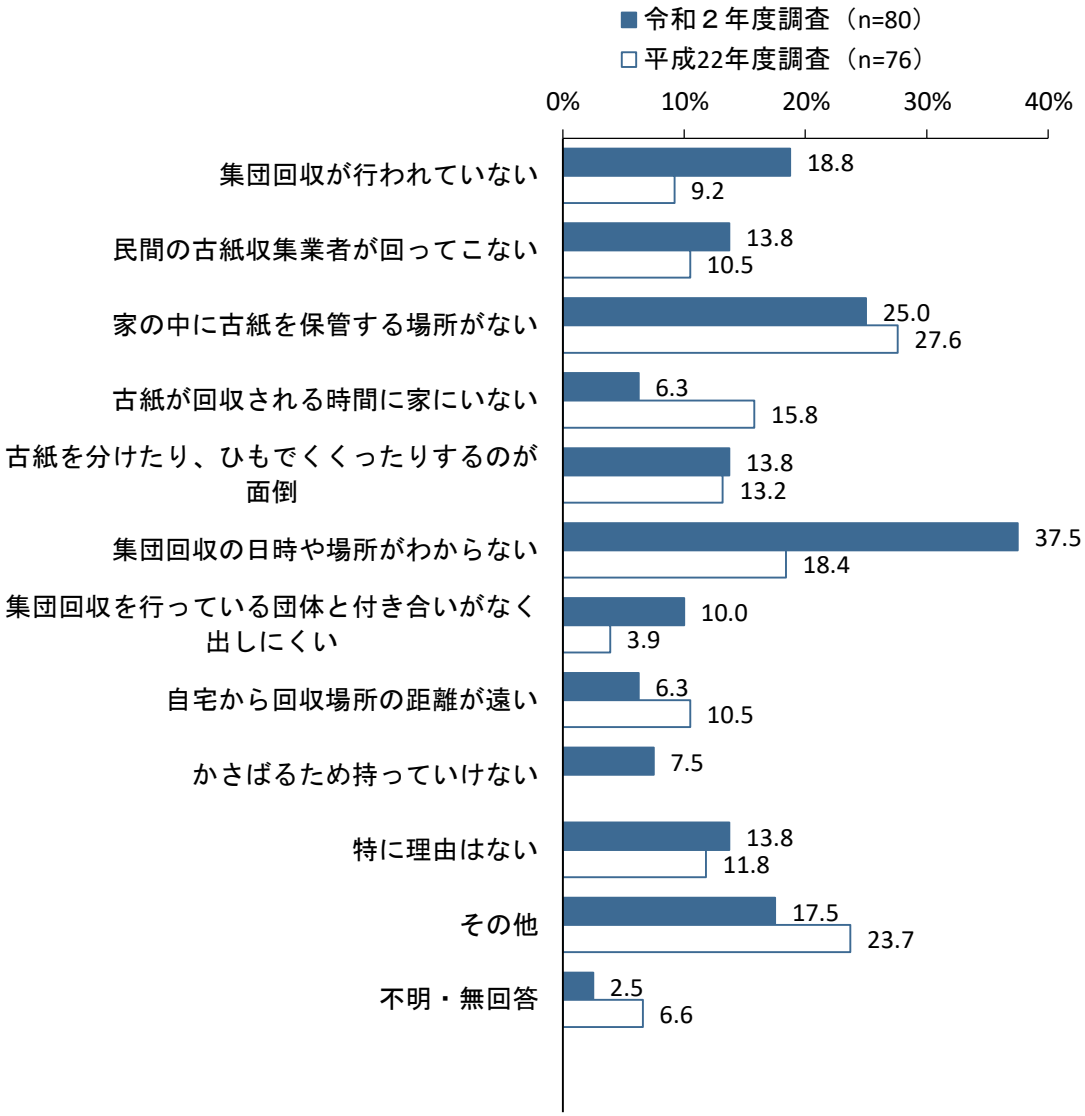

図 2-14　古紙等を可燃（燃やす）ごみに出す理由

3. 八尾市のごみ行政について

(1)八尾市が行っている取組の認知度

問３（１）	八尾市が行っている下記の取組について、ご存知ですか。（○はそれぞれ１つだけ）

八尾市が行っている取組の認知度について、「知っている（利用したことがある）」割合が高い取組は、「指定ごみ袋の無料配付」（92.5%）、「粗大ごみの電話申し込み」（74.2%）、「有価物集団回収（新聞・段ボール等の古紙類を町会や子ども会等で回収すること）」（72.6%）で７割を超えており、「知っている（利用したことはない）」割合が高い取組は、「スーパー等でのトレイ、ペットボトル等の店頭回収の利用」（39.7%）となっており、「知らない」割合が高い取組は、「環境出前講座の受講」（82.0%）、「ぼかし容器の貸与」（78.0%）、「ふれあい収集事業（高齢者や障がい者へのごみ出し支援等）」（77.8%）で７割を超えています。

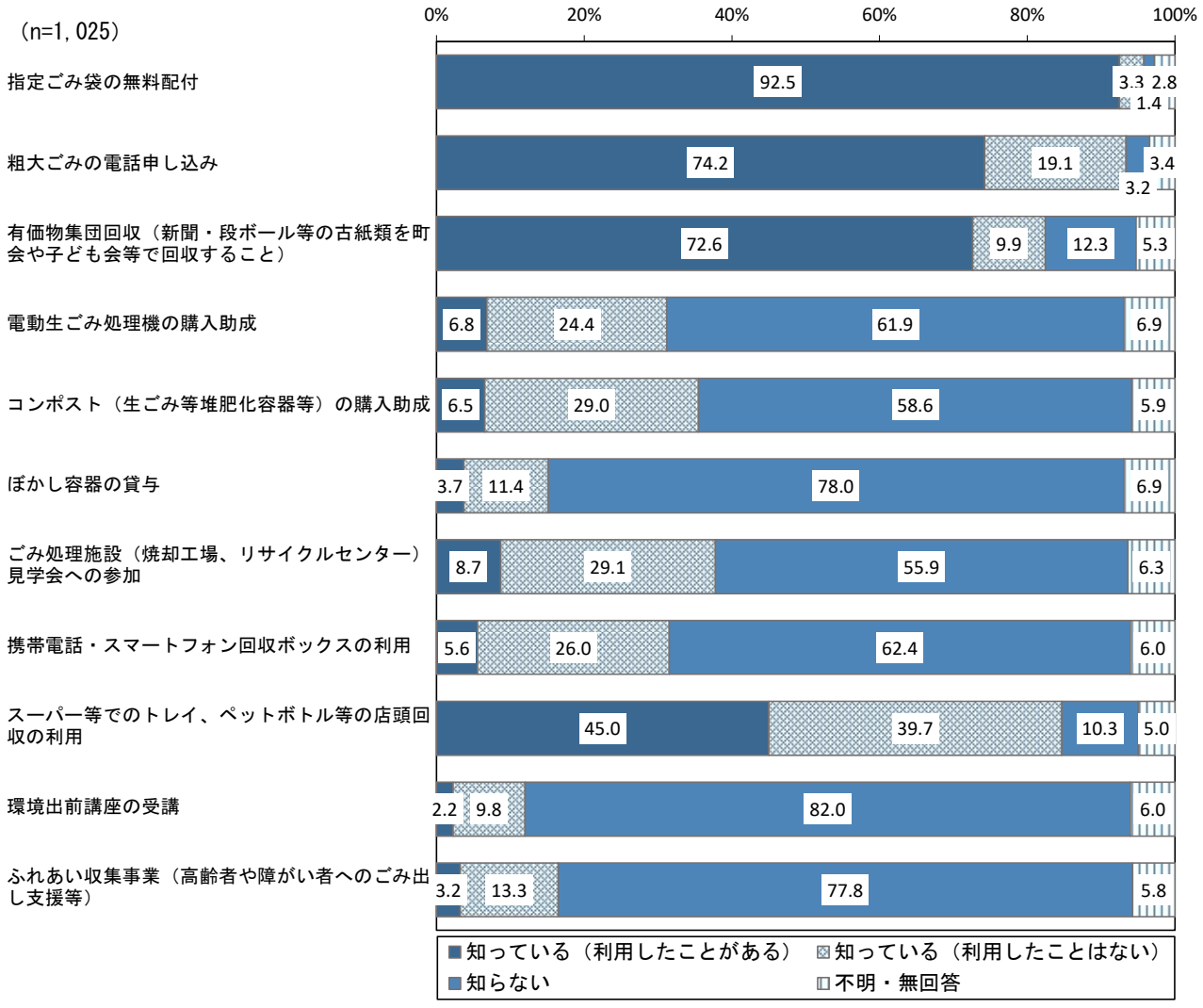

図 2-15　八尾市が行っている取組の認知度

(2)八尾市のごみやリサイクルに関する情報の入手方法

問３（２）	八尾市のごみやリサイクルに関する情報をどのような方法で入手していますか。（○はいくつでも）

八尾市のごみやリサイクルに関する情報の入手方法については、「収集曜日カレンダー」が 80.6%で最も高く、次いで「市政だより」が 53.7%、「ごみの分け方、出し方ハンドブック」が 23.9%と続いています。

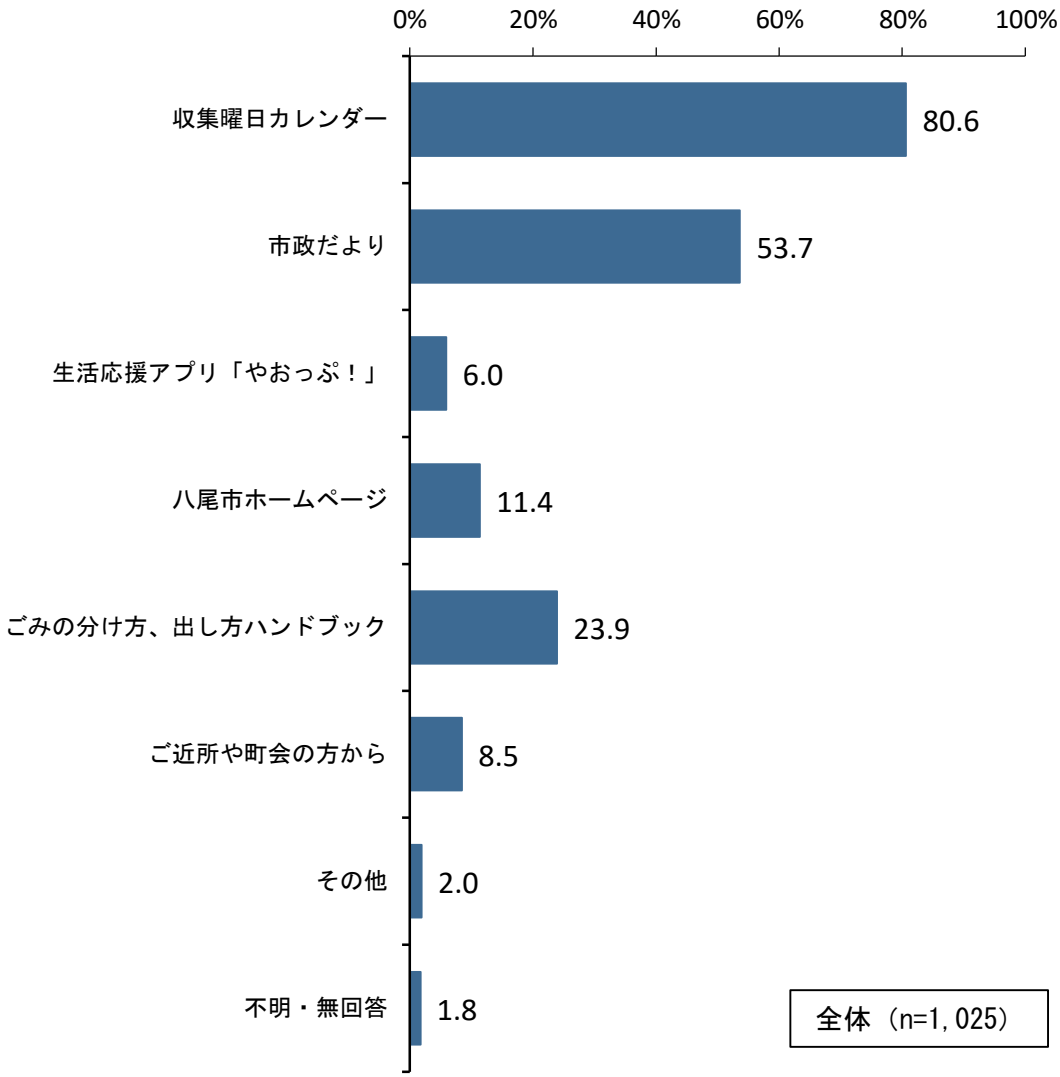

図 2-16　八尾市のごみやリサイクルに関する情報の入手方法

(3)家庭用指定袋の配付数について

問３（３）	八尾市では家庭用指定袋を年２回、世帯の人数に応じて無料で配付しています。ごみの量に対して袋の配付数は適当ですか。

家庭用指定袋の配付数はごみの量に対して適当かどうかについては、「特定の種類の袋が余る」が39.7%で最も高く、次いで「どの種類も丁度良い配付枚数である」が31.9%、「特定の種類の袋が足りなくなる」が28.7%と続いています。

「特定の種類の袋が余る」方で余る割合が高い種類は「資源物・複雑ごみ・埋立ごみ（水色）」で70.0%となっており、「特定の種類の袋が足りなくなる」方で足りなくなる割合が高い種類は「可燃（燃やす）ごみ（黄緑色）」で68.4%となっています。

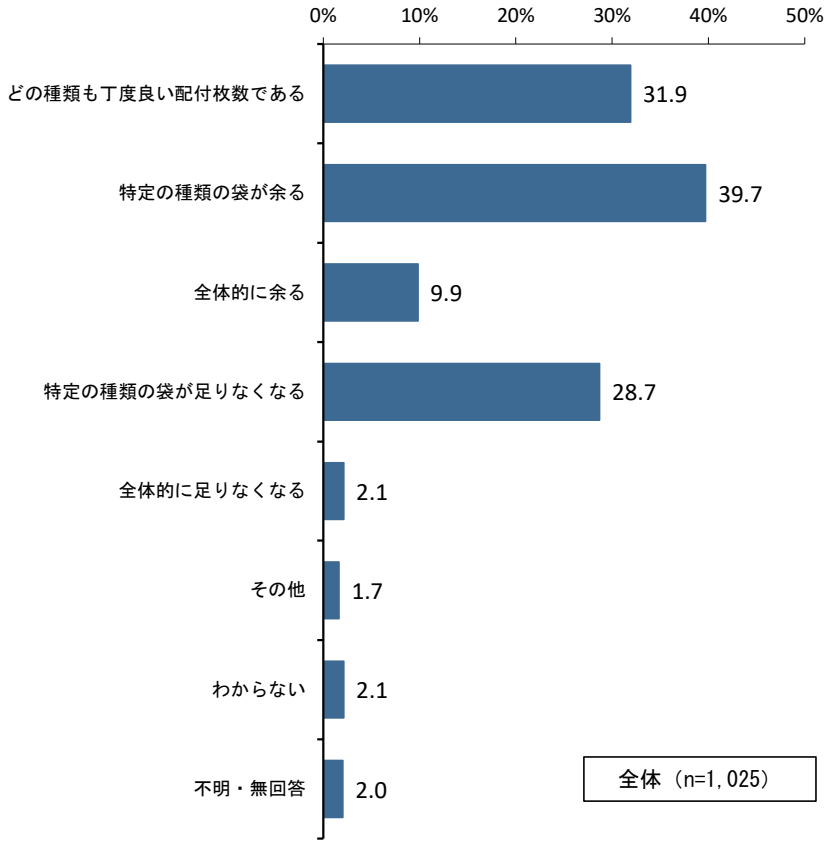

●余る袋の種類

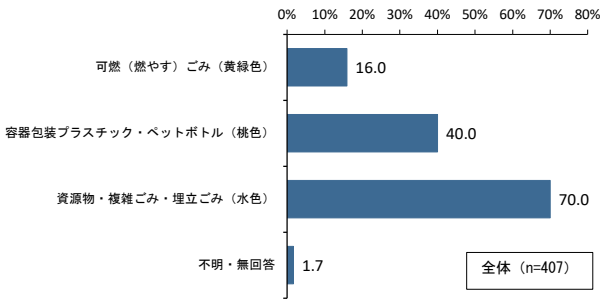

●足りなくなる袋の種類

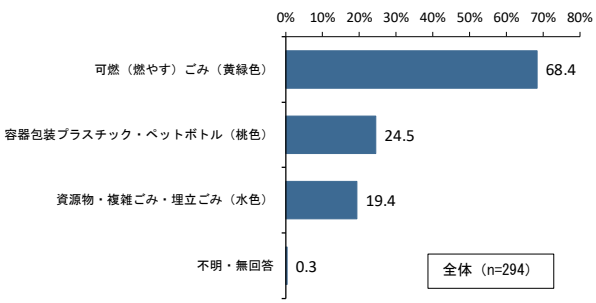

図 2-17　家庭用指定袋の配付数について

(4)八尾市が力を入れて取り組むべき施策

問３（４）	八尾市のごみ行政について、今後どのような施策に力を入れて取り組んでほしいですか。（○は３つまで）

八尾市のごみ行政について、今後どのような施策に力を入れて取り組んでほしいかについては、「不法投棄に対する対応」が 35.1%で最も高く、次いで「ごみ出しのマナーが悪い世帯や集合住宅への指導や啓発」が 25.1%、「資源物の抜き取り、持ち去り行為に対する対応」が 22.4%と続いています。

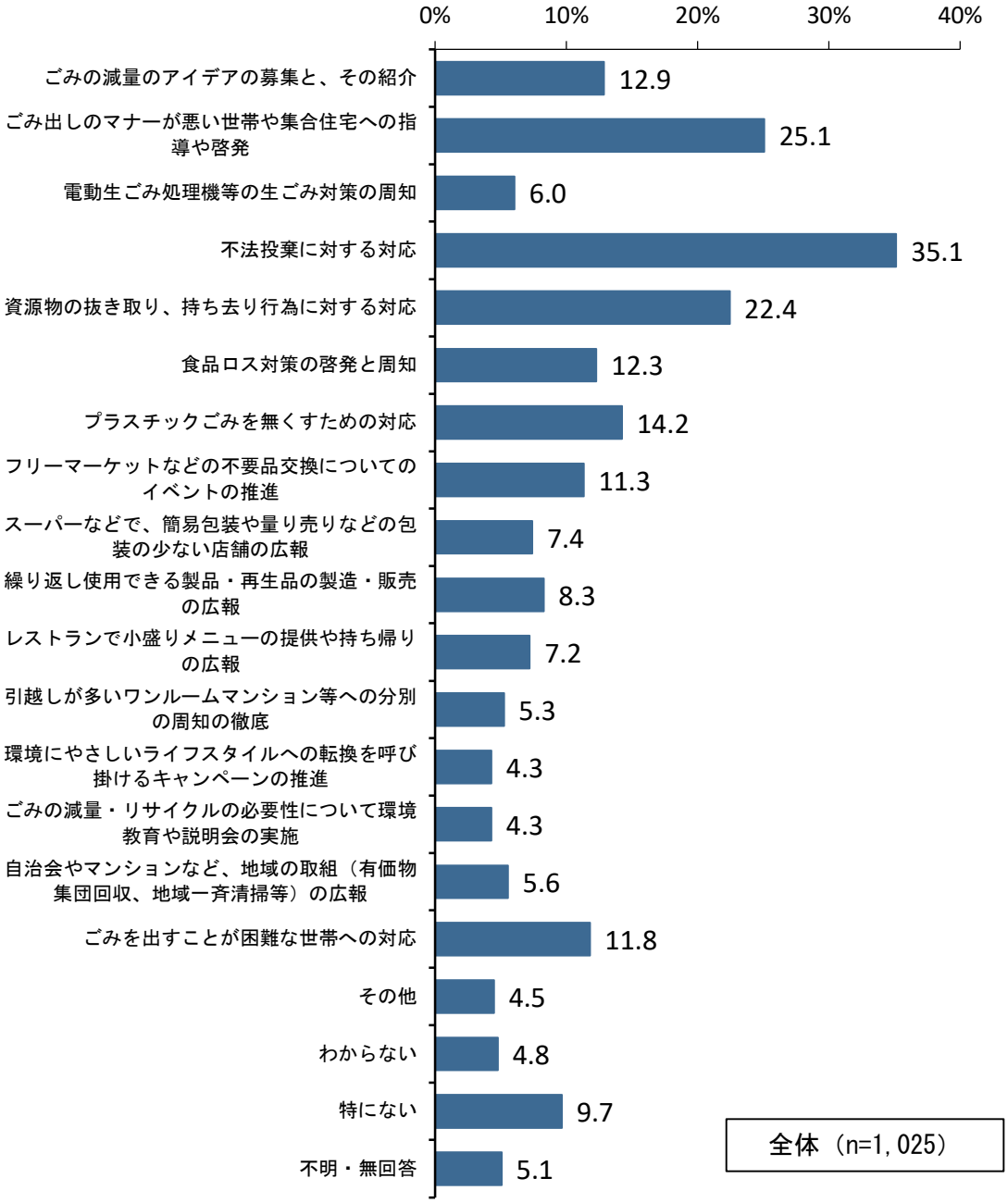

図 2-18　八尾市が力を入れて取り組むべき施策

(5)八尾市のごみ行政に対する満足度

問３（５）	八尾市のごみ行政にどの程度満足していますか。（○はそれぞれ１つだけ）

八尾市のごみ行政についての満足度については、「十分満足している」と「やや満足している」を合わせた割合が高い項目は、「ごみの収集（収集回数や分別等）」（82.3%）、「住んでいる地域の清潔さ」（63.8%）で６割を超えていますが、「ごみの減量や処理についての八尾市からの情報の提供」と「ごみの減量や処理への八尾市の取組」については、「どちらともいえない」が約４割となっています。

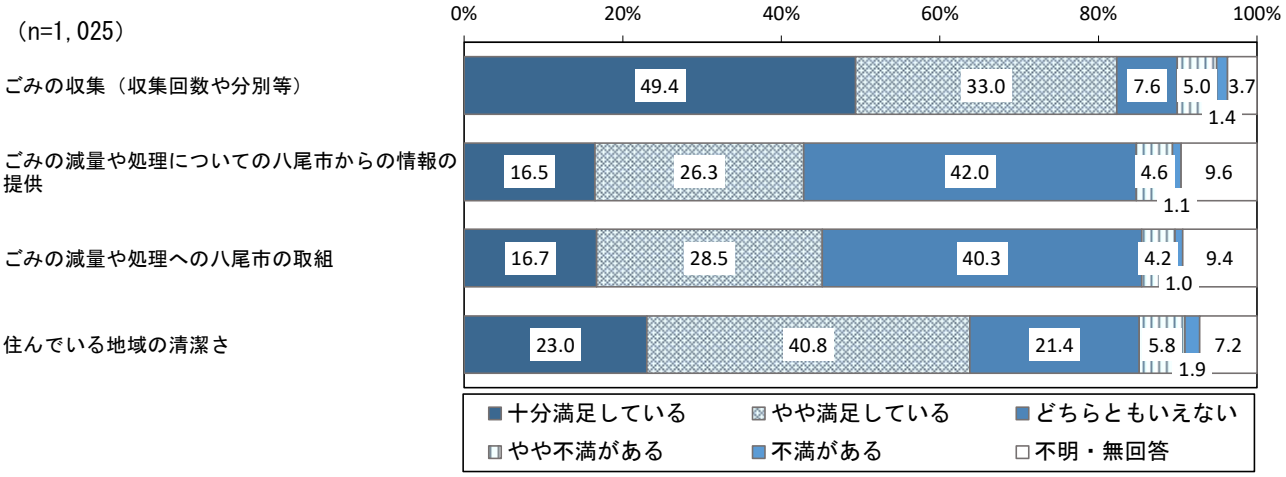

図 2-19　八尾市のごみ行政に対する満足度

4. 身のまわりのごみの問題について

(1)日常生活におけるごみに関する困りごとや問題について

問４（１）	日常生活において、ごみに関することで困っていることや問題だと感じていることはありますか。（○はいくつでも）

日常生活において、ごみに関することで困っていることや問題だと感じていることについては、「ごみ置き場を荒らすカラス等の動物の対応」が 37.6%で最も高く、次いで「市で処分できないと言われたごみの処理」が 25.9%、「アルミ缶や複雑ごみの抜き取り、持ち去り」が 24.2%と続いています。

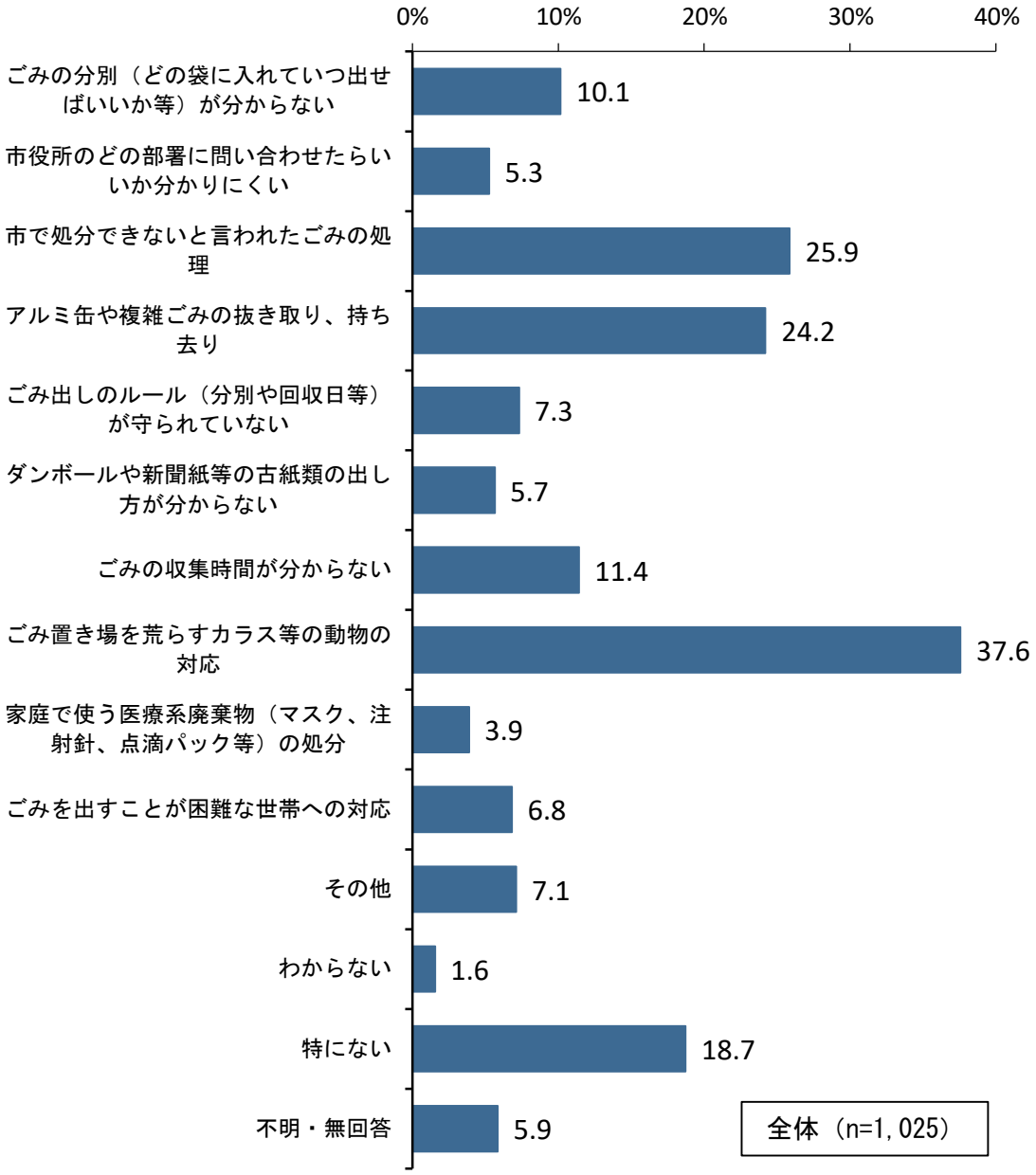

図 2-20　日常生活におけるごみに関する困りごとや問題について

(2)ごみに関して困ったときの対応について

問４（２）	あなたは、ごみに関することで困ったときに、どのような対応をしていますか。（○はいくつでも）

ごみに関することで困ったときの対応については、「収集曜日カレンダーを確認」が 39.8%で最も高く、次いで「市役所へ電話」が 34.0%、「ごみの分け方・出し方ハンドブックを確認」が 33.2%と続いています。

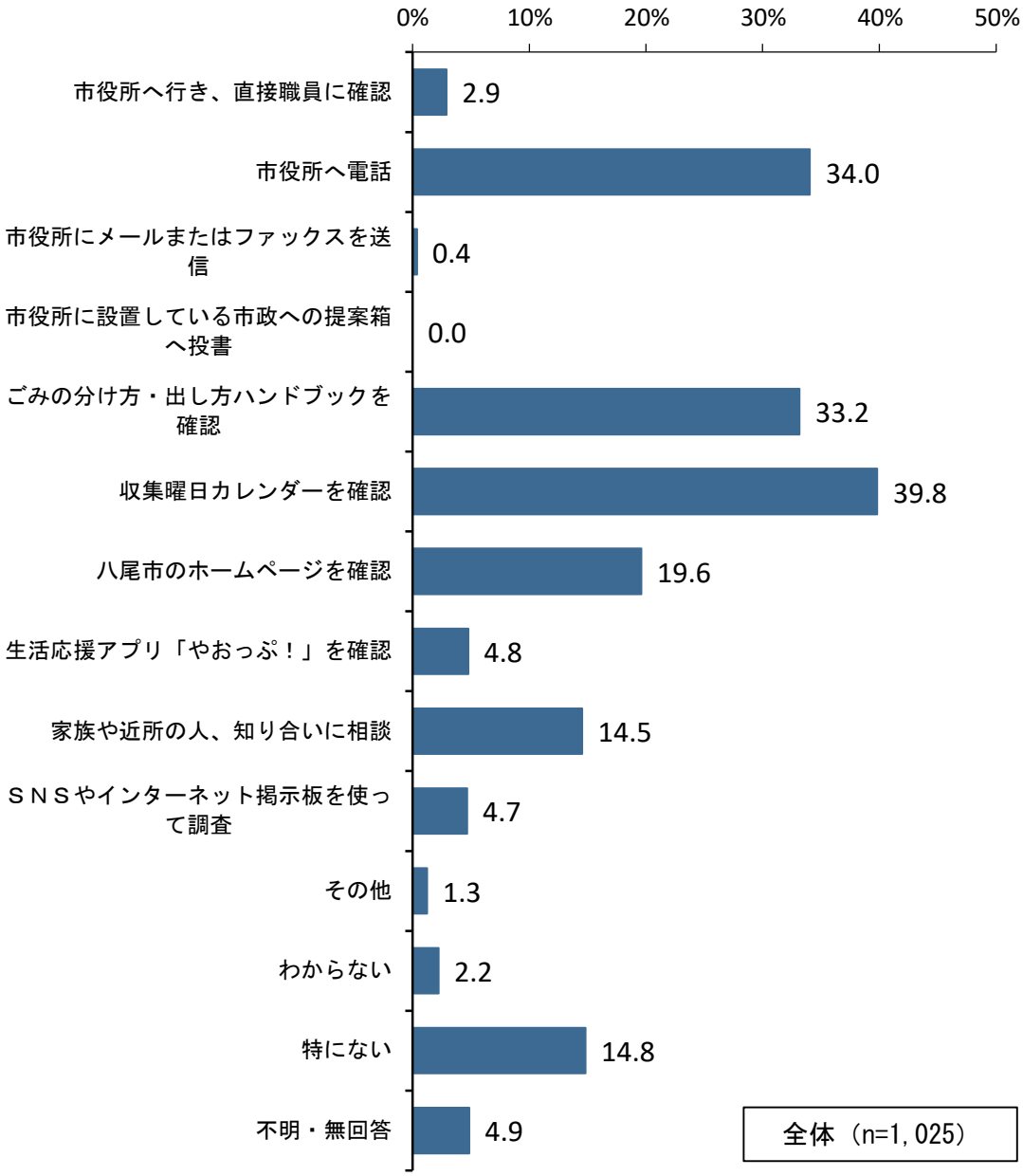

図 2-21　ごみに関して困ったときの対応

5. プラスチックごみ問題への対策、レジ袋有料化について

(1)エコバッグやマイボトルの使用状況

問５（１）	あなたは、「エコバッグ」「マイボトル」を使用していますか。（○はそれぞれ１つだけ）

エコバッグの使用状況については、「必ず使用する」と「ある程度使用する」を合わせた割合が 88.7%と９割近く使用しているのに対し、マイボトルについては 53.6%と約半数の使用状況となっています。

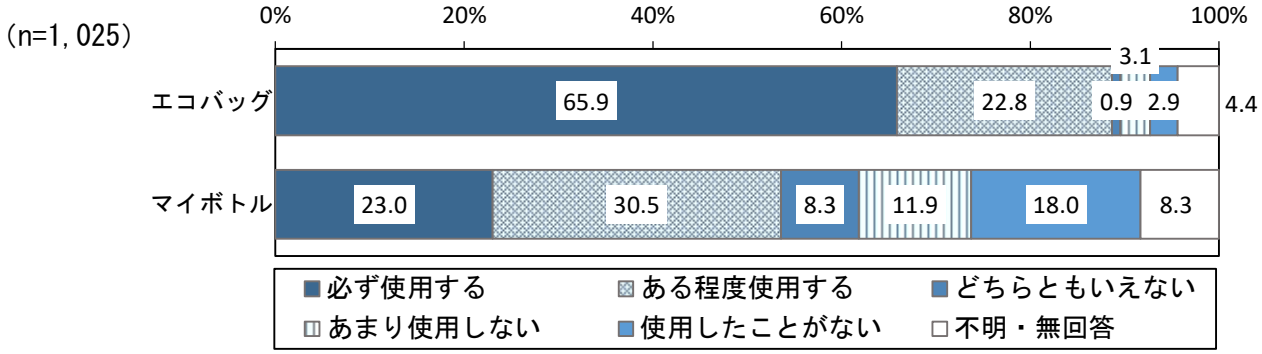

図 2-22　エコバッグやマイボトルの使用状況

(2)エコバッグやマイボトルを使用しない理由

問５（２）	（１）で「４ あまり使用しない」「５ 使用したことがない」に○を付けた方にお尋ねします。その理由は何ですか。（○はいくつでも）

「エコバッグ」「マイバッグ」それぞれで使用しない理由は「持っていないため」が最も高くなっています。また、「マイボトル」に関しては「持っているが、持ち歩くことが、面倒なため」も比較的高くなっています。

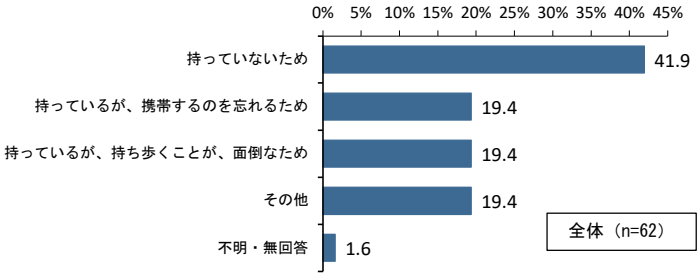

図 2-23　エコバッグを使用しない理由

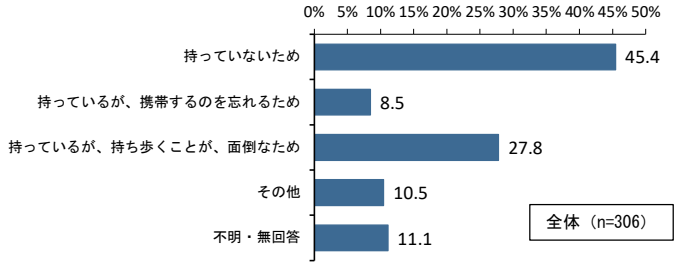

図 2-24　マイボトルを使用しない理由

(3)レジ袋有料化による行動の変化について

問５（３）	令和２年７月に全国でレジ袋が有料化されました。あなたの行動に変化はありましたか。（○はいくつでも）

レジ袋有料化による行動の変化については、「エコバッグ等を持参して、買い物するようになった」が 74.4%で最も高く、次いで「特に変化はない（有料化以前からレジ袋をもらわないようにしている）」が 18.3%、「量や頻度を考えながら、買い物するようになった（一度に買う量や買い物に行く回数が減った）」が 13.3%と続いています。

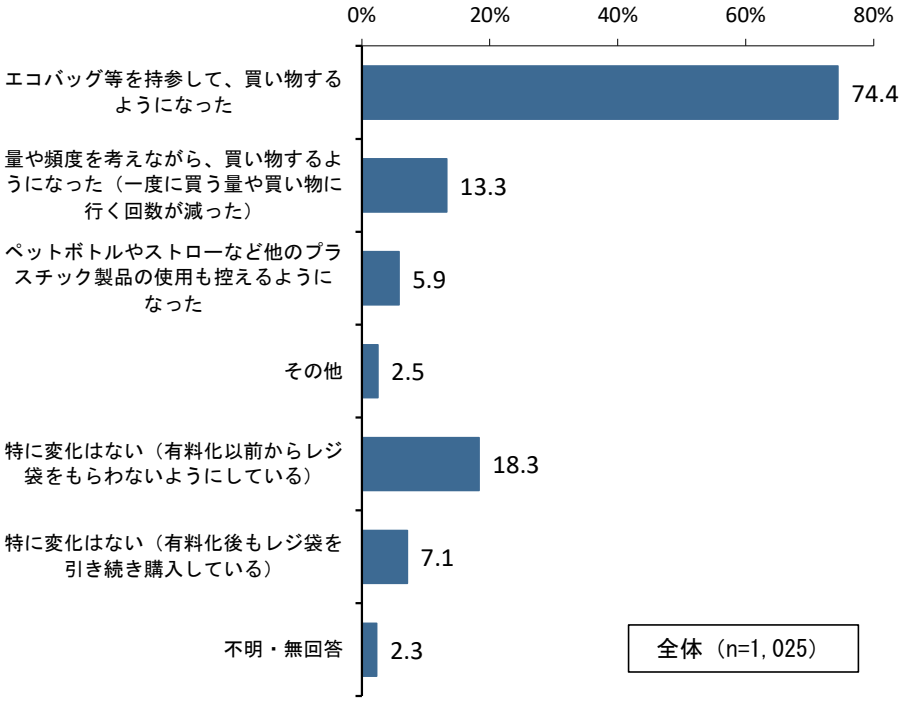

図 2-25　レジ袋有料化による行動の変化

(4)「やおプラスチックごみゼロ宣言」の認知度

問５（４）	八尾市では、令和元年６月に「やおプラスチックごみゼロ宣言」を行いましたが、あなたは知っていますか。（○は１つだけ）

「やおプラスチックごみゼロ宣言」については、「聞いたことがない」が 67.5%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が 23.1%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が 6.1%と続いています。

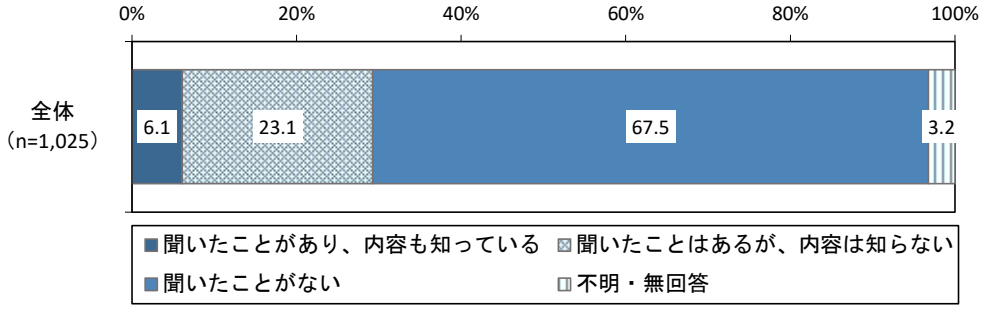

図 2-26　「やおプラスチックごみゼロ宣言」の認知度

6. 食品ロスへの対策について

(1)「食品ロス」という言葉の認知度

問６（１）	あなたは、「食品ロス」という言葉を聞いたことがありますか。（○は１つだけ）

「食品ロス」という言葉の認知度については、「聞いたことがあり、言葉の意味も知っている」が82.3%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、言葉の意味は知らない」が8.9%、「聞いたことがない」が6.1%と続いています。

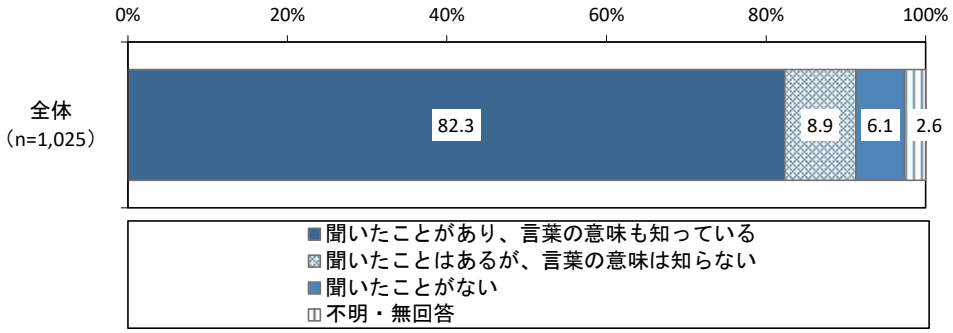

図 2-27　「食品ロス」という言葉の認知度

(2)家庭で手を付けず食品を捨ててしまう理由

問６（２）	あなたがご家庭で、手を付けずに、食品を捨ててしまう主な理由は何ですか。（○はいくつでも）

家庭で手を付けず食品を捨ててしまう理由については、「賞味期限・消費期限が切れてしまった」が59.1%で最も高く、次いで「色やにおいが変化し、食べられなくなった」が32.9%、「食品を捨てることがない」が19.8%と続いています。

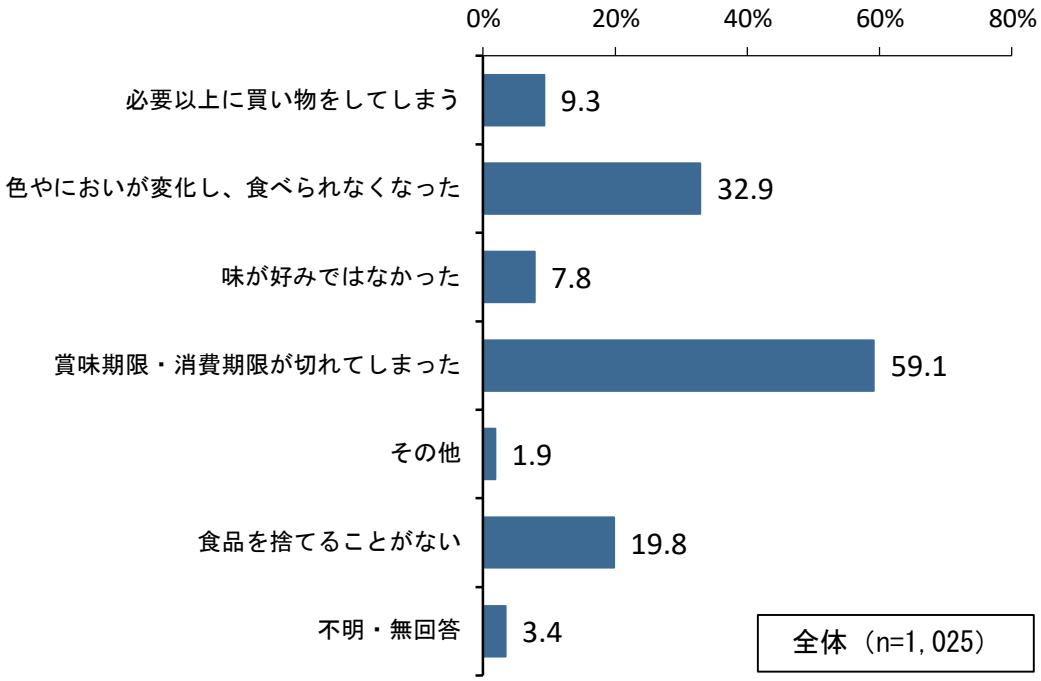

図 2-28　家庭で手を付けず食品を捨ててしまう理由

(3)「食品ロス」の減量につながる取り組みの実践について

問６（３）	あなたは、「食品ロス」の減量につながる取り組みを実践していますか。（○はそれぞれ１つだけ）

「食品ロス」の減量につながる取り組みの実践状況について、「いつも実践している」と「時々実践している」を合わせた割合が高い取組は、「料理は残さず食べるようにしている」（83.6%）、「食品の賞味期限や消費期限に注意して、食べ忘れがないように注意している」（77.6%）、「買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買いすぎないように心がけている」（76.2%）で７割を超えており、「全く実践していない」と「あまり実践していない」を合わせた割合が高い取組は、「野菜の皮や芯などを料理に使うなど、食材を無駄なく使っている」で 34.1%となっています。

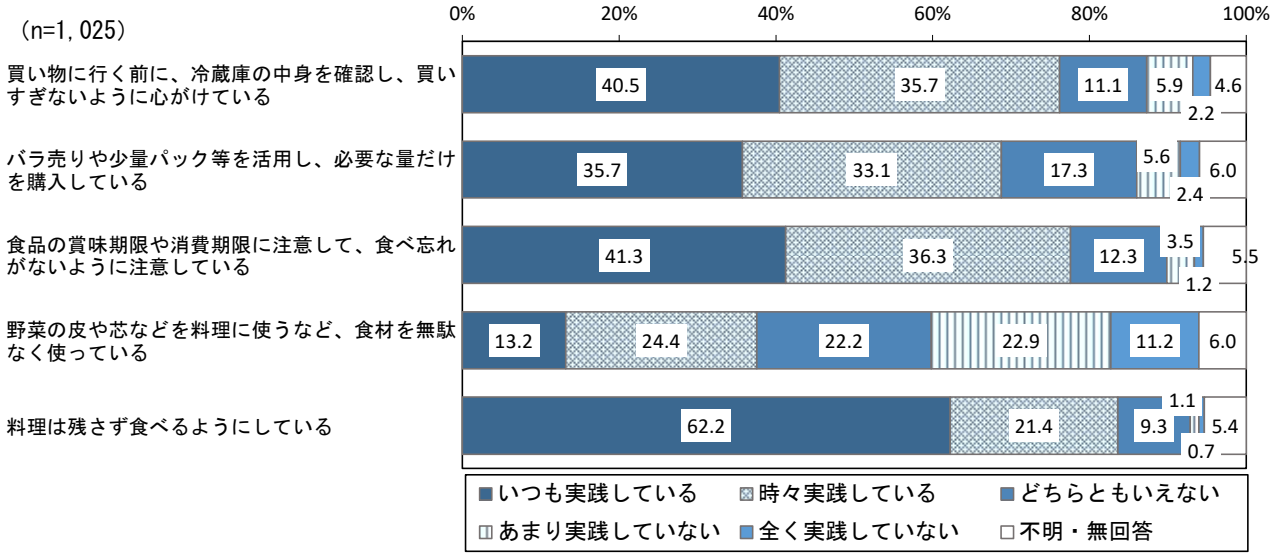

図 2-29　「食品ロス」の減量につながる取り組みの実践

資料６．八尾市廃棄物減量等推進審議会規則

平成 12 年2月 24 日
規則第１号

改正　平成 18 年2月7日規則第３号
平成 19 年１月 15 日規則第１号
平成 20 年3月 31 日規則第 39 号
平成 25 年3月 30 日規則第４号
令和２年８月 27 日規則第 68 号

（趣旨）

第１条　この規則は、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成16年八尾市条例第27号。以下「条例」という。）第11条第３項の規定により、八尾市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び定数）

第２条　条例第10条第２項第３号に規定する委員は、市長が審議会委員として公募し、当該公募に応じた市民の中から市長が別に定める方法により選考した委員とする。

２　市長が委嘱する委員の定数は次のとおりとする。

（1）　条例第10条第２項第１号に規定する者　５人

（2）　条例第10条第２項第２号に規定する者　10人

（3）　条例第10条第２項第３号に規定する者　５人

（定数の特例）

第３条　市長は、一般廃棄物の減量化対策等を実効あるものとするため、特に必要があると認めたときは、前条第２項各号の委員の定数を超えて委嘱することができる。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面等による審議）

第６条　会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得な

い事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

（関係者の出席等）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係があるものの出席を求め、その意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第８条　審議会の会議は、公開するものとする。

２　会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、前項の規定にかかわらず、非公開とすることができる。

３　会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、別に市長が定める。

（専門部会）

第９条　審議会は必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（以下「部会委員」という。）の互選によりこれを定める。

４　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議状況及びその結果を審議会に報告する。

５　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員が、その職務を代理する。

６　前４条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

（庶務）

第10条　委員会の庶務は、経済環境部資源循環課において行う。

（委任）

第11条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定（公募に関する部分に限る。）は、平成12年２月17日から適用する。

（招集の特例）

２　この規則の施行の日以後最初に行われる審議会その他会長及び会長の職務を代理する副会長が欠けている場合における審議会の会議は、市長が招集する。

３　前項の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長が指名する部会の委員」と、「市長」とあるのは「会長」と読み

替えるものとする。

附　則（平成18年２月７日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年１月15日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年３月31日規則第39号）

（施行期日）

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月30日規則第４号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。（後略）

附　則（令和２年８月27日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、令和２年４月１日から適用する。

(1)～(42)　（略）

(43)　八尾市廃棄物減量等推進審議会規則

(44)～(51)　（略）

資料７．用語説明

あ行

アジア各国による廃棄物の輸入規制（P20）	平成 29 年度（2017 年度）末より、中華人民共和国において使用済プラスチック等の輸入禁止措置が実施されており、これを受けて近隣国でも同様の措置を行う動きが見られる等、従前輸出されていた使用済プラスチック等について、国外による処理が困難となりつつある状況です。リサイクルに適さないプラスチック類の輸出は、バーゼル条約により令和３年（2021 年）より規制対象となっています。
新しい指定袋制度（P1、13、17）	本市では平成８年（1996 年）から、指定袋制度を実施しています。各世帯の世帯人数に応じた指定袋を無料で配付し、ごみの分別に応じた袋で排出していただくとともに、一回あたり一袋の排出をお願いすることで、ごみの分別・減量にご協力いただいています。新しい指定袋制度とは、さらなるごみの減量と資源化に向けて、平成 28 年（2016 年）10 月から、可燃袋の容量変更や兼用袋の使用等のことを指します。
一般廃棄物（P3、4、10、11、12、31、32）	廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不用物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれます。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれます。現行の廃棄物処理法の下では、地方自治体が収集・処理・処分の責任を負います。発生源別に、生活系と事業系の２つに区分されます。
エコマーク（P29、30）	エコマークは、様々な商品(製品及びサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。
大阪広域環境施設組合（P3、11、12、17、19、27、36、37）	構成団体（大阪市、八尾市、松原市、守口市）から排出される一般廃棄物の焼却処理・処分を共同で行うため、地方自治法第 284 条に基づき設置された特別地方公共団体（一部事務組合）です。
大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）（P11、12、27、37）	近畿２府４県の市町村の廃棄物の広域的な処分・再利用を図るため、昭和 56 年（1981 年）に制定された「広域臨海環境整備センター法」に基づき、昭和 57 年（1982 年）３月に設立された団体。廃棄物の最終処分先として、大阪湾に埋立処分場を建設し、廃棄物の埋立等を行っています。現在、大阪沖、神戸沖の２ヵ所の処分場があります。

か行

海洋プラスチック汚染（P1）	近年、世界的に扱われる問題であり、プラスチック廃棄物が海に漂流し、雨や波、その他自然環境によって小さなプラスチック（マイクロプラスチック）に刻まれ、それを海洋生物が食べてしまい、食物連鎖を通じてあらゆる生物に取り込まれていることが判明しています。石油からつくられるプラスチックは本来自然界には存在しない物質で、自然に分解される性質を持たないため、マイクロプラスチックとなって人にも食事を通じて取り込まれています。人体への影響はまだ明らかにはなっていませんが元々食用ではない化合物が取り込まれるのが良い影響をもたらすとは考えにくいため、問題解決が提唱されています。
拡大生産者責任（ＥＰＲ：Extended Producer Responsibility）（P2、29）	自ら生産する製品等について、生産・流通・使用段階だけでなく、使用後に製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで生産者の責任を拡大しようとする考え方。家電リサイクル法、自動車リサイクル法などに定められる事業者の製品の引き取りとリサイクル義務の規定は、代表的な事例となっています。
家庭用電動生ごみ処理機（P33）	生ごみに熱を加えて乾燥させたり、微生物によって分解させたり等自宅で処理し、肥料として活用できるものです。近年では、堆肥化だけでなく乾燥による生ごみの軽量化を目的とした利用も広がっています。
環境教育・環境学習（P33）	環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のことです。人間の全体に関わる問題として、学校以外でも様々な活動が行われています。
環境出前講座（P33）	本市の環境事業課職員が、市内の認定こども園及び小中学校等の施設へ出向いて実施する、環境学習やごみの削減を啓発する環境講座のこと。
環境マネジメントシステム（P28）	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組を「環境マネジメントシステム」（ＥＭＳ －Environmental Management System）といいます。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション２１や、国際規格のISO14001 があります。

グリーン購入 （P28、30）	商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。平成８年（1996 年）には、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等による「グリーン購入ネットワーク」が設立され、必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発などが行われています。また、平成 13 年（2001 年）にはグリーン購入法が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。
グリーンマーク （P30）	原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 （P11）	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化を行い、併せて、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発並びに情報の収集及び提供等を行うことにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的に設立された公益財団法人。再商品化の実施や、再商品化に関する普及・啓発、情報の収集及び提供などを行っています。
ごみ減量推進員 （P26）	市における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとすることを目的に、廃棄物処理法及び八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、各地域からの推薦で委嘱された者。「地域と市を結ぶパイプ役」「地域のごみ減量リーダー」を担っています。
さ行	
災害廃棄物 （P1、2、38）	コンクリートがらや木くず等、災害により発生する災害がれきや、被災者や避難者の生活に伴い発生する災害ごみを「災害廃棄物」と定義しています。
災害廃棄物処理計画 （P38）	今後想定される災害について、災害廃棄物の発生量を推計し、組織体制、処理方法等を定め、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することにより、被災地における公衆衛生の確保、生活環境の保全及び早期の復旧・復興を実現することを目的とした計画。
産業廃棄物 （P4、32）	廃棄物処理法で定められた工場などの事業活動から出る廃棄物で、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類、建設廃材などの 20 種類及び輸入された廃棄物が規定されています。

事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度 （P1、10、32）	事業活動に伴って排出されるごみ（事業系ごみ）については、廃棄物処理法や八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例により、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されています。本市では、事業者の排出者責任を明確化し、ごみの減量及び資源化が図られるように、平成 18 年（2006 年）6月より事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度を実施しています。
事業系一般廃棄物減量計画等報告書 （P26、31）	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」に規定する多量排出事業者が、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画や適正な処理実績を記載して市長に提出する報告書のこと。
事業系廃棄物管理責任者 （P26）	八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び施行規則の規定に該当する多量排出事業者が、その事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、選任する者。その事業所から排出される事業系一般廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから選任しなければならない。
資源・廃棄物制約 （P20）	日本の高度経済成長路線は高環境負荷・使い捨て商品・エネルギー多消費型の普及のものであったが、１９６０年代から１９７０年代にかけての公害問題という環境制約、最終処分場不足、ダイオキシン問題等の廃棄物制約、石油危機という資源制約に遭遇したこと。
集団回収奨励金交付制度 （P35）	本市では、ごみの減量、再生資源化を推進し、生活環境の保全を図るため、日常生活に伴って排出される廃棄物のなかから再資源化できる有価物（対象となるのは古紙類、布類、金属類）を集団回収する「営利を目的としない住民の団体」に対して、１ｋｇ当たり５円（令和２年度（2020 年度）現在）の奨励金を交付しています。
循環型社会 （P1）	廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。
食育 （P34）	子どものこころと身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活を目指すとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、その選択を手助けすることを目的に行うもの。

食品リサイクル法 （P20）	食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するための法律です。食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年（2019 年））」では業種別に再生利用等実施率が設定されており、令和６年度（2024 年度）までに業種全体で食品製造業は 95%、食品卸売業は 75%、食品小売業は 60%、外食産業は 50%を達成するよう目標が設定されています。
食品ロス （P１、2、15、16、20、24、33、34）	本来食べられるのに廃棄される食品のことです。日本の食品廃棄物等は年間 2,550 万ｔあり、その中で本来食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間 612 万ｔになっています。（平成 29 年度（2017 年度）推計値）
３R+Renewable（持続可能な資源） （P20）	リデュース、リユース、リサイクルの理念を守りつつ、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックへの合理的な転換による低炭素化や、プラスチックの海洋流出防止によるマイクロプラスチック問題への対処などにより環境負荷低減を図ること。
生活応援アプリ「やおっぷ」 （P26、27）	防災やごみ、子育てといったさまざまな生活に便利な情報をお知らせしたり、スマートフォンの機能を活かした本市が配信するスマートフォン専用アプリケーション。
全国都市清掃会議 （P27）	「公益社団法人全国都市清掃会議」として、廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究等を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てています。
総合的な学習の時間 （P33）	総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとしています。「総合的な学習の時間」は、「ゆとりの中で『生きる力』をはぐくむ」という平成８年（1996 年）の中央教育審議会の第一次答申に基づき、平成 14 年度（2002 年度）の新学習要領で創設され、平成 20 年（2008 年）に学習指導要領が改訂され、平成 21 年度（2009 年度）から総合的な学習の時間が削減されています。

ＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）（P26）	インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のWeb サービスの総称です。 古くはブログや電子掲示板でもそうした機能の一部は実現できていたが、SNS では特に「情報の発信・共有・拡散」といった機能に重きを置いているのが特徴です。
組成分析調査（P16）	今後のごみの減量化及び適正処理に係る施策、収集体制、施設整備等の検討に係る基礎資料とするために、家庭より排出されるごみの排出状況の実態をごみの種類ごとに把握する調査のことです。なお、本市では平成 29 年度（2017 年度）から新たに食品ロスの区分を設けています。
粗大ごみの有料化（P1、13）	指定袋に入らない大きなごみを出す場合、あらかじめ粗大ごみ受付センターに申し込み、市内のコンビニエンスストア・郵便局で粗大ごみ処理手数料券を購入し、事前に決められた収集日に排出します。平成 25 年（2013 年）10 月から実施しています。
た行	
第四次循環型社会形成推進基本計画（P1）	循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、環境基本計画を基本として、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される国の計画を指します。概ね５年ごとに見直すこととされているため、平成 15 年（2003 年）３月に策定された最初の基本計画以降、現在は第四次基本計画であり、平成 30 年（2018 年）６月に閣議決定されています。本計画は、実効ある進行管理を行うため、指標と数値目標が設定されていることが特徴となっています。指標は、物質フロー指標と取組指標とに分けられており、このうち前者に関しては、入口の資源生産性、循環の循環利用率、出口の最終処分量のそれぞれについて具体的数値で目標を定めています。また、物質フローに関する補助指標や進行をモニターする指標も、入口・循環・出口のそれぞれに分けて設定されています。さらに、後者に関しても、一般廃棄物の減量化やレジ袋辞退率（マイバッグ持参率）等の様々な取組指標が設けられています。
第五次環境基本計画（P1）	環境基本計画とは、国が環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものとなっています。第五次環境基本計画は、平成 30 年（2018 年）に閣議決定されました。平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットにおける持続可能な開発目標（SDGs）採択や同年 12 月にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議におけるパリ協定の採択を踏まえて策定されました。環境・経済・社会の統合的向上に向けて、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など、６

	つの重点戦略が設定されています。また、地域の活力を最大限に発揮するために新たに「地域循環共生圏」が提唱されています。
地域循環共生圏 （P1）	各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連環）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かすというものです。
地球温暖化 （P20）	二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に蓄積され、大気や海水温度が長期的に上昇することをいいます。地球温暖化が進むと、気候の変化、海面水位の上昇などが生じ、農業生産の地域特性が変化したり、低地が水没したり、地球各地の自然生態系が変化するなど環境及び社会経済に大きな影響を及ぼすことになると懸念されています。
中間処理施設 （P12、36）	収集したごみの焼却、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理する施設をいいます。
適正処理 （P 1、2、5、26、27、31、32、36）	廃棄物を適切に処理すること。一般廃棄物の場合は、廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集・運搬し、衛生的に処分、再生すること。
適正処理困難物 （P27）	市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難となっているもの。「廃棄物処理法」は、こうした廃棄物を環境大臣が「適正処理困難物」に指定できると定めています。タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの４品目が指定されています。市長は、適正処理困難物の処理が適正に行えるよう、製造者や販売者などの事業者に協力を求めることができ、環境大臣は、経済産業大臣など管轄の大臣に、そのための必要な措置を要請できます。
な行	
生ごみ堆肥化ぼかし容器 （P33）	生ごみを入れ、その上から「ぼかし」を振り掛けることを繰り返すことで、生ごみが発酵し、堆肥になる密閉容器のこと。なお、「ぼかし」とは米ぬかなどの有機物をＥＭ（自然界に存在する微生物の中で環境や生物にとって有用な働きをする乳酸菌、酵母菌、光合成細菌など数十種類の微生物を混ぜた培養液をいう）で発酵させ増殖させたものをいいます。

生ごみ堆肥化容器（コンポスト） （P33）	底を土に埋め、中に生ごみと土を交互に重ね入れて発酵させ、有機肥料を作るための容器。
は行	
パートナーシップ （P1、22、23、26）	共通の目的に向かって、対等な立場で２者以上が協力すること。
バイオマスプラスチック （P20）	再生可能なバイオマス資源を原料に、化学的または生物学的に合成することで得られるプラスチックのこと。焼却処分した場合でも、バイオマスのもつカーボンニュートラル性から、大気中の CO2 の濃度を上昇させないという特徴があり、地球温暖化の防止や化石資源への依存度低減にも貢献することが期待されています。
破砕残渣 （P11）	本市では、可燃（燃やす）ごみ及び埋立ごみを除くごみは、八尾市立リサイクルセンターに搬入され、手選別及び機械選別を行い（ごみの分別品目によっては破砕処理を行う）、アルミ缶やスチール缶、鉄屑等を資源回収しています。その選別処理後の残渣を破砕残渣といい、大阪広域環境施設組合八尾工場に搬入のうえ、焼却処理しています。
搬入物検査 （P32）	不適正廃棄物の混入等を防止するために行っている事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可業者等の搬入ごみの内容物検査のこと。
ビジョン （P1）	将来のあるべき姿を描いたもの。将来の見通し。構想。未来図。未来像。
フードバンク （P34）	包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動およびその活動を行う団体のこと。
プラスチック資源循環戦略 （P1、20、29）	「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するために国が策定した戦略。令和元年（2019 年）５月に策定されました。

や行

八尾市一般廃棄物最終処分場 （P 11、12、25、36、37）	埋立ごみの最終処分施設。また、埋立ごみ（一般家庭のみ）・可燃ごみ（一般家庭及び一般家庭以外）の受付を行っています。
八尾市環境総合計画 （P3）	上位計画である「八尾市総合計画」の環境面における部門計画であり、「八尾市民の環境を守る基本条例」に基づき、望ましい環境像を掲げ、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するにあたっての基本となる計画。
八尾市生活排水処理基本計画 （P4）	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、長期の計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針を示す計画。
八尾市第６次総合計画 （P3、4、5）	本市がめざす将来都市像を明らかにし、その将来像を実現するために示すものであり、「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」を将来都市像とする、令和３年度（2021 年度）を初年度とした八尾市の今後８年間のまちづくりの基本となる計画。［基本構想］［基本計画］［実施計画］により構成されます。
八尾市立リサイクルセンター （P 1、11、12、25、36）	リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進と、市内のごみの適正処理施設としての中心的役割を担う一般廃棄物の中間処理をする施設です。粗大ごみ、容器包装プラスチック、ペットボトル、資源物、複雑ごみなどを資源化に向けて処理をしています。また、資源物・複雑ごみ・粗大ごみ（一般家庭のみ）の受付を行っています。

ら行

リサイクル（recycle：再生利用） （P15、16、19、20、22、24、29、31、32、33、34、35）	紙・鉄くず・アルミニウム・ガラスびん・布などの循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用すること。
リデュース（reduce：発生抑制） （P20、22、24）	切り詰める、縮小する、減らすという意味で、ごみの発生抑制のこと。過剰な消費をやめて適正な購入を行うこと。

リユース（reuse：再使用）（P20、22、29）	循環資源を製品としてその切り詰める、縮小する、減らすという意味で、ごみの発生抑制のこと。過剰な消費をやめて適正な購入を行うこと。あるいは修理を行って使用すること。ビール瓶や一升びん等のリターナブル容器の再使用、詰替式シャンプー等を購入し容器を再使用する行為などが該当します。製品の一部を他の製品に使用する場合もリユースに含みます。
わ行	
ワンウェイプラスチック（P20）	一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもの。

八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（刊行物番号　Ｒ２－228）
発行月：令和３年（2021 年）３月
発行者：八尾市環境部循環型社会推進課
※令和３年（2021 年）４月１日に環境部循環型社会推進課に変更になりました。

〒581-0017　大阪府八尾市高美町５丁目２番２号　八尾市清掃庁舎内
電　話：072-924-3866　ＦＡＸ：072-923-7135